

(参考)

生物多様性国家戦略

国の取組状況個票

平成10年11月

国家戦略目次

1 0 0 0 0	第 1 部 生物多様性の現状 P 2	3 4 0 0 0	第 4 章 生物多様性の構成要素等の特定及び監視 P 2 9
1 0 1 0 0	第 1 節 自然環境の特性	3 4 1 0 0	第 1 節 生物多様性の構成要素の特定及び監視
1 0 2 0 0	第 2 節 生態系の多様性の現状	3 4 2 0 0	第 2 節 生物多様性に影響を及ぼす活動等の特定及び監視
1 0 3 0 0	第 3 節 種間及び種内の多様性の現状		
1 0 4 0 0	第 4 節 世界の生物多様性の現状	3 5 0 0 0	第 5 章 共通の基盤的施策の推進
		3 5 1 0 0	第 1 節 奨励措置 P 3 0
2 0 0 0 0	第 2 部 生物多様性の保全と持続可能な利用のための基本方針 P 2	3 5 2 0 0	第 2 節 調査研究の促進 P 3 0
2 0 1 0 0	第 1 節 基本的考え方	3 5 3 0 0	第 3 節 教育及び普及啓発 P 3 1
2 0 2 0 0	第 2 節 長期的な目標	3 5 4 0 0	第 4 節 影響評価及び悪影響の最小化 P 3 2
		3 6 0 0 0	第 6 章 国際協力の推進
3 0 0 0 0	第 3 部 施策の展開	3 6 1 0 0	第 1 節 情報の交換 P 3 3
3 1 0 0 0	第 1 章 生息域内保全 P 3	3 6 2 0 0	第 2 節 技術上及び科学上の協力 P 3 3
3 1 1 0 0	第 1 節 保護地域の設置及び管理 P 3	3 6 3 0 0	第 3 節 開発途上国との協力 P 3 6
3 1 2 0 0	第 2 節 生態系及び自然生息地の保護 P 6	3 6 4 0 0	第 4 節 自然環境関連の諸条約の実施 P 3 8
3 1 3 0 0	第 3 節 野生動植物の保護管理 P 7		
3 1 4 0 0	第 4 節 保護地域の周辺地域の開発の適正化 P 1 0	4 0 0 0 0	第 4 部 戦略の効果的実施
3 1 5 0 0	第 5 節 移入種による影響対策 P 1 0	4 0 1 0 0	第 1 節 実施体制と各主体の連携 P 3 8
3 1 6 0 0	第 6 節 二次的自然環境の保全 P 1 1	4 0 2 0 0	第 2 節 各種計画との連携 P 3 8
3 1 7 0 0	第 7 節 都市地域における生物多様性の保全 P 1 3	4 0 3 0 0	第 3 節 戦略の進捗状況の点検及び戦略の見直し P 3 9
3 1 8 0 0	第 8 節 遺伝子操作生物の安全性確保 P 1 5		
3 2 0 0 0	第 2 章 生息域外保全 P 1 6		
3 2 1 0 0	第 1 節 絶滅のおそれのある種に関する措置		
3 2 2 0 0	第 2 節 動植物園、水族館等における生息域外保全		
3 2 3 0 0	第 3 節 遺伝資源保存施設における生息域外保全		
3 3 0 0 0	第 3 章 生物多様性の構成要素の持続可能な利用		
3 3 1 0 0	第 1 節 林業 P 1 7		
3 3 2 0 0	第 2 節 農業 P 1 9		
3 3 3 0 0	第 3 節 漁業 P 2 2		
3 3 4 0 0	第 4 節 野外レクリエーション及び観光 P 2 6		
3 3 5 0 0	第 5 節 バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用 P 2 8		
3 3 6 0 0	第 6 節 その他の利用 P 2 9		

国家戦略点検個票

コード	項目	従来施策	平成9年度に新たに講じた施策の概要	成果及び効果	当面の措置	中長期的課題
10000	第1部 生物多様性の現状p3					
10100	第1節 自然環境の特性p3					
10200	第2節 生態系の多様性の現状p3					
10201	1 植生の概況					
10202	2 地域別の生態系の概況					
10203	3 島嶼生態系					
10204	4 主要な生態系の特性					
10300	第3節 種間及び種内の多様性の現状p8					
10301	1 種の多様性					
10302	2 種内の多様性					
10400	第4節 世界の生物多様性の現状p13					
10401	1 生態系の多様性					
10402	2 種の多様性					
10403	3 種内の多様性					
20000	第2部 生物多様性の保全と持続可能な利用のための基本方針p16					
20100	第1節 基本的考え方p16					
20101	1 生物多様性の定義とその様々な価値					
20102	2 生物多様性の保全及び持続可能な利用の重要性及び必要性					
20103	3 生物多様性の保全及び持続可能な利用に際しての考慮事項					
20200	第2節 長期的な目標p18					
20201	1 長期的な目標	長期目標を達成するための施策の推進【環境庁】	生物多様性保全のための国土区分等の検討	生物多様性保全のための国土区分（試案）及び区域ごとの重要地域情報（試案）の公表	長期目標を達成するための施策の推進に必要な検討を進める。	長期目標の達成
20202	2 当面の政策目標		「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（仮称）」の基本構想の策定【環境庁】	「国際サンゴ礁センター」の整備を開始	「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」の整備を進めるとともに、我が国及び東アジア海地域等でのサンゴ礁モニタリングネットワーク等の構築	地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の構築及びその効果的な運営

		<p>生物多様性保全ガイドラインの策定について検討【環境庁】</p> <p>生物多様性保全のための技術指針の検討【環境庁】</p> <p>生物多様性の評価手法の検討【環境庁】</p>	<p>富士・箱根・丹沢地域における緑の回廊計画の検討【環境庁、林野庁、建設省】</p>	<p>技術指針のまとめ</p>	<p>引き続き検討を進める。</p> <p>引き続き調査を継続する。 国土レベルでの保全地域間等の有機的な連携を検討する。</p> <p>引き続き検討する。</p>	<p>生物多様性保全ガイドラインの策定</p> <p>生物の生息環境の広域的ネットワーク化の検討の推進</p>
30000	第3部 施策の展開p20					
31000	第1章 生息域内保全p20					
31100	第1節 保護地域の設置及び管理p20					
31101	1 基本的考え方					
31102	2 自然環境保全法に基づく各種制度	<p>原生自然環境保全地域の保護管理【環境庁】</p> <p>自然環境保全地域等の保護管理【環境庁】</p> <p>自然環境保全地域海中特別地区の保護管理【環境庁】</p>		<p>原生自然環境保全地域 合計 5ヶ所 5,631ha</p> <p>自然環境保全地域 合計 10ヶ所 21,593ha</p> <p>海中特別地区 合計 1ヶ所 128ha</p>	<p>引き続き各施策の推進を図る。</p> <p>引き続き各施策の推進を図る。</p> <p>引き続き各施策の推進を図る。</p>	
31103	3 自然環境保全に関する地方公共団体独自の保護地域制度					
31104	4 自然公園	<p>国立・国定公園の公園区域及び公園計画の全般的な見直し等の実施【環境庁】</p>	<p>(1) 第1回点検以降、日光国立公園(日光地域)、室戸阿南海岸国定公園(徳島県地域)について公園計画等の全般的な見直しや北長門海岸国定公園について大幅な区域編入等を行うとともに、公園計画等の一部の変更を大山隠岐国立公園、吉野熊野国立公園及び霧島屋久国立公園(錦江湾地域)、男鹿国定公園について実施した。また、公園内の車馬等の乗入れの規制のため、吉野熊野国立公園、室戸阿南海岸国定公園内に乗入れ規制地域を指定した。</p> <p>(2) 国立・国定公園等における自然保護と民有地の所有者の有する私権との調整を図るため、北海道の知床半島の買い上げについて、特定民有地買上補助事業による補</p>	<p>(1) 国立公園(国定公園)の指定面積が、10ha減少し(3,884ha増加)し、その結果、指定面積が2,047,265ha(1,343,231ha)となった。このうち、最も厳しい規制が適用される特別保護地区の面積が45ha増加(28ha増加)し、265,832ha(66,490ha)となった。</p> <p>(2) 特定民有地買上補助事業により買い上げられた民有地は389ha増加し、これまでに公有地化された地区が67地区、面積が7,256ha</p>	<p>公園計画については、再検討の終了していない国立・国定公園を中心に見直しを進める。</p> <p>引き続き各施策の推進を図ることとしている。</p>	

31105	5 生息地等保護区	<p>生息地等保護区の指定と管理【環境庁】 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区として、羽田ミヤコタナゴ生息地保護区、北岳キタダケソウ生育地保護区等計5ヶ所、総面積は260.28haが指定されている。 これらの生息地等保護区においては、対象種の定期的なモニタリング調査や巡視を行うとともに、普及啓発のための解説板等の整備を進めている。</p>	助を行った。	となった。	<p>国内希少野生動植物の主要な生息・生育地について生息地等保護区の指定を順次行い、生息・生育環境の保護管理を進める。</p>	<p>生息地等保護区の指定と適切な保護管理により、国内希少野生動植物種の生息・生育の保護を確保し、国内希少野生動植物種の種の保存に寄与する。</p>
31106	6 鳥獣保護区	<p>鳥獣保護区の指定と管理【環境庁】 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき設定されている国設鳥獣保護区において定期的なモニタリング調査や巡視、管理棟の整備等の保護管理を行っている。</p>	<p>平成9年度に存続期間を更新した鳥獣保護区のうち、十和田鳥獣保護区（青森県、秋田県）、大山鳥獣保護区（鳥取県）及び石鎚山系鳥獣保護区（愛媛県、高知県）について、特別保護地区の再指定を行うとともに、出水・高尾野鳥獣保護区（鹿児島県）及び漫湖鳥獣保護区（沖縄県）については新たに特別保護地区の指定を行った（出水・高尾野：54ha、漫湖：58ha）。</p>	<p>・国設鳥獣保護区は54ヶ所、約49万haとなり、うち特別保護地区は42ヶ所、11万haとなった。</p>	<p>既存の国設鳥獣保護区における保護管理を引き続き行うとともに、鳥獣の大規模生息地、渡り鳥の集団渡来地及び鳥類の集団繁殖地等のうち全国的な重要性を有する箇所について国設鳥獣保護区の設定を進める。</p>	<p>全国的な重要性を有する箇所について国設鳥獣保護区を設定するとともに適切な保護管理により、我が国における鳥獣の保護管理の推進に寄与する。</p>
31107	7 天然記念物	<p>天然記念物の指定と保全事業【文化庁】 ・天然記念物指定 957件（うち特別天然記念物75件） ・主な保全事業（国庫補助） 土地の公有化 現況把握調査 保存管理計画策定 生息・生育環境の整備 保護増殖事業 食害対策事業 天然記念物整備活用事業</p>	<p>・天然記念物 名護のひんぷんガジュマル他2件 ・保全のための事業 土地の公有化 深泥池生物群集他3件 （国庫補助 490,353千円） 現況把握調査 中山風穴地特殊植物群落他7件 （国庫補助 13,150千円） 保存管理計画策定 カササギ生息地他3件 （国庫補助 4,193千円） 生息・生育環境の整備 深泥池生物群集他9件 （国庫補助 29,859千円） 保護増殖事業 コウノトリ他19件 （国庫補助 71,818千円） 食害対策事業 鹿児島県のツル及びその渡来地他68件 （国庫補助金 353,098千円） 天然記念物整備活用事業</p>	<p>・指定 指定物件3件の増加 ・保全のための事業として左欄に掲げた各事業の実施により生物多様性の保全に資する天然記念物の適切な保全と活用を推進することができた。</p>	<p>生物多様性の保全にも資する天然記念物の体系的な指定のいっそうの推進を図るとともに、引き続き地方公共団体等が実施する天然記念物の保全に必要な各種事業に対する補助金交付を通じその適切な保全の充実に資する。</p>	<p>地域を定めずに指定されている72種の野生動物について、その生息環境の保全をも図るための地域指定への移行を進める必要がある。 また、より体系的な天然記念物の保全を図るため、保全生物学等に根ざした統合的保護管理方策の確立と普及に努める必要がある。</p>

31108	8 保護林等	<p>保護林【林野庁】</p> <p>保護林は、国有林野経営規則（平成3年農林水産省訓令第21号）第8条に基づき、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野に設定するとともに、その個々の保護林の設定目標を踏まえた適切な保護・管理を行っている。</p> <p>なお、屋久島及び白神山地の保護林（森林生態系保護地域）については、世界遺産条約に基づく自然遺産に登録されている。</p>	<p>オオサンショウウオ他4件 （国庫補助 325,000千円）</p> <p>保護林保全緊急対策事業</p> <p>入林者の影響あるいは生育環境の悪化等が見られ、設定目的に照らした適切な保全管理上、緊急に保全措置を講じることが必要なものに対して新たに保全対策を講じた（平成9年度予算額 100,289千円）。</p>	<p>新たに森林生物遺伝資源保存林を設定するなど保護林の充実に努めた結果、平成9年度当初の保護林は全国で798箇所、48万8千haとなった。</p>	<p>平成10年度においても、左記の保護林の設定及びその適切な保護・管理を行うとともに、緊急に保全措置を講じることが必要な保護林に対して引き続き、保護林保全緊急対策事業を実施することとしている。</p>
31109	9 保護水面	<p>保護水面【水産庁】</p> <p>保護水面は、水産資源保護法第14条に「水産動物が産卵し、稚魚が育成し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面」と定義され、全国24道県において指定されている。</p> <p>保護水面においては、管理計画に基づき、保護培養の対象となる水産動植物の積極的な増殖を図るほか、採捕及び漁具漁法等の制限等を行っている。また、保護水面の区域内では、埋立て、しゅんせつ又は河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事を制限している。</p> <p>なお、同法により、保護水面の管理は知事が行うことになっているが、管理に係る費用に対し、国は経費の2分の1以内を助成しており、平成9年度の予算額は、90,560千円となっている。</p>	<p>既に指定されている保護水面において密漁防止及び普及啓発等のための巡回・監視等管理の強化拡充を行うとともに、保護水面周辺水域を含めた保護水面の効果調査等を行った。</p>	<p>保護水面は、1998年1月1日現在、河川延長約2,200km、湖沼約240ha、海面約3,000haとなっており、指定区域においては、密漁防止や周辺住民・遊漁者等への普及啓発のための巡回・指導、広報活動等の日常管理を行うとともに、産卵場の造成、区域内の環境・資源量調査等を行い、区域内の環境が適正に維持されるように努めている。</p>	<p>引き続き、資源が著しく減少している水産動植物の保護・増殖を図るため、水産資源保護法に基づく保護水面を指定し、所要の管理、調整等を行う。</p>
31110	10 国際的な保護地域	<p>世界自然遺産地域の保護管理【環境庁】</p> <p>屋久島、白神山地世界遺産地域の保全【林野庁】</p>	<p>これまでの国内の世界自然遺産の保護管理の進捗状況について、平成9年12月に開催された第21回世界遺産委員会において高い評価がなされた。</p>	<p>白神山地世界遺産センター（西目屋館）の開館</p>	<p>白神山地世界自然遺産地域の普及・啓発の拠点となる白神山地世界遺産センター（藤里館）の整備を進める。</p> <p>平成10年度においても、左記の世界自然遺産保全緊急対策を引き続き講じていくこと</p>

		<p>平成5年12月、屋久島及び白神山地が、特に原生的な自然が保たれている貴重な地域であるとして、世界遺産条約に基づく自然遺産として登録されたところである。</p> <p>この世界遺産条約においては、締約国の責務として自国内の遺産の保護に最善を尽くすとされており、国としてこの地域を適正に保全することが求められている。</p> <p>また、平成7年11月、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する環境庁、林野庁、文化庁、県が、相互に緊密な連携を図ることにより遺産地域を適正かつ円滑に管理することを目的として管理計画を策定した。</p> <p>屋久島及び白神山地が世界遺産に登録されたことを契機に、入り込み者が急増し、これに伴う原生的な自然環境への影響が危惧されていることから、このような状況に緊急に対処するため、平成8年度より「世界自然遺産保全緊急対策」を実施している（平成9年度予算 36,988千円）。</p> <p>ラムサール条約登録湿地の指定【環境庁】 ラムサール条約登録湿地として釧路湿原（北海道釧路市等）、琵琶湖（滋賀県）等10ヶ所、総面積83,530haが登録されている。</p> <p>また、ラムサール条約登録湿地に関する調査研究や普及啓発の拠点施設として水鳥湿地センターの整備を進めている。</p> <p>ラムサール条約登録湿地の追加による水鳥生態系の保全の推進【外務省】</p> <p>生物圏保存地域【文部省】 国連教育科学文化機関（UNESCO）「人間と生物圏計画」（MAB計画）に基づき、生物圏保存地域を通じた生物多様性の促進を行っている。</p>	<p>佐潟水鳥湿地センター整備を進めた。</p> <p>屋久島、大台ヶ原・大峰山、白山及び志賀高原の4ヶ所の生物圏保存地域のレビューの実施（平成10年度を目途に完了予定）</p>	<p>・調査研究を促進 ・国民各層の主体的取組を促進</p>	<p>としている。</p> <p>渡り鳥の主要な渡りのルートに位置する貴重な湿地についてラムサール条約への新たな登録を進めるとともに、水鳥湿地センターの整備によりラムサール条約登録湿地に関する調査研究や利用者への普及啓発を促進する。</p> <p>ラムサール条約第7回締約国会議への参加、貢献</p> <p>屋久島、大台ヶ原・大峰山、白山及び志賀高原の4ヶ所の生物圏保存地域のレビューを完了させ、ユネスコに提出する。</p>	<p>ラムサール条約への新たな登録を進め、我が国における渡り鳥の主要な渡りのルートの確保に寄与する。また、水鳥湿地センターの整備等により渡り鳥や湿地に関する調査研究や普及啓発等を推進する。</p> <p>東アジア地域の生物圏保存地域ネットワークをアジア太平洋地域に拡大する予定</p>
31200	第2節 生態系及び自然生息地の保護 p29					
31201	1 基本的考え方	サンゴ礁の保全【環境庁】			「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」の整備	生物多様性保全の観点からのサンゴ礁の保全
31202	2 主要な生態系及び自然生息地の保護		自然共生型地域づくり事業費補助制度の創	全国10カ所で事業を実施	引き続き事業を実施する。	

		湖沼の保全に関する研究の実施【環境庁】	特別研究において「湖沼において増大する難分解性有機物の発生原因と影響評価に関する研究」(平成9～11年度)に着手した。 予算額41,108千円	湖沼の保全のための基礎的な知見が集積しつつある。	左記の特別研究を引き続き実施する。 予算額37,492千円	特別研究における湖沼研究を充実させる。
		浅海域の保全に関する研究の実施【環境庁】	左記の特別研究を継続実施した。 予算額30,449千円	浅海域の保全のための基礎的な知見が集積しつつある。	左記の特別研究を継続し、成果をとりまとめる。 予算額25,282千円	特別研究における浅海域保全研究を充実させる。
		魚がのぼりやすい川づくり推進モデルの推進【建設省】			実施計画策定済み河川の引き続きの事業推進と、実施計画未策定河川の早期計画策定	河川横断施設における遡上環境の改善に加え、横断施設間の河道部分について、魚類が遡上、採餌、産卵等を行いやすいような環境を作り出すことが必要。
31300	第3節 野生動植物の保護管理p32					
31301	1 基本的考え方					
31302	2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存	希少猛禽類の保護の推進【環境庁】 絶滅のおそれのある野生動物の生態や分布等に関し調査を実施している。	平成9年度より希少猛禽類のイヌワシとクマタカについて、分布の把握、生態の解明及び調査手法の確立のための調査に着手した(平成9年度:17,895千円)。	・希少猛禽類の生態や分布が明らかにされる。	引き続き希少猛禽類の分布や生態を把握するための調査を継続する。	希少猛禽類の生態についての知見を集積するとともに生態調査の手法等を確立し、希少猛禽類の保護対策を充実する。
		野生動物センターの整備【環境庁】 絶滅のおそれのある野生動物の生息地、多様な生物種の生息する地域等国内の重要な地区において、希少野生動物の保護増殖事業や調査研究の実施、普及啓発等の業務を総合的に推進する施設である野生動物保護センターは、5ヶ所(釧路湿原、佐渡、西表、北海道、対馬)が既に完成し活動を行っており、1ヶ所(やんばる)整備を進めている。	平成9年度より奄美野生動物保護センターの整備に着手した。 (9年度:148,570千円)	・調査研究を促進 ・国民各層の主体的取組を促進	引き続き野生動物保護センターの整備を進める。	野生動物保護センターにおける保護増殖事業、調査研究及び普及啓発等の取組の一層の充実を図り、希少野生動物の種の保存に寄与する。
		国内希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制【環境庁】 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るために、国内希少野生動植物種を指定している。平成8年度までに、国内希少野生動植物種は、鳥類38種、哺乳類2種、爬虫類1種、両生類1種、魚類2種、昆虫類4種、植物	新たにアツモリソウ、ホテイアツモリを国内希少野生動植物種に指定した。 また、平成6年12月に緊急指定種に指定したワシミミズクについて、国内希少野生動植物種に指定した。	・保護対策に取り組むことにより、生物多様性の確保に貢献 ・国内希少野生動植物種は計54種となった。	絶滅のおそれが高いとして、生息状況等の調査を進めている種について、国内希少野生動植物種の指定を検討し、必要に応じ指定を行う。	絶滅のおそれの高い種の生息状況等の調査を進め、必要に応じて国内希少野生動植物種の指定を進める。

		<p>3種の合計51種が指定されている。</p> <p>保護増殖事業の実施【環境庁】 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第46条等に基づき、国内希少野生動植物種の保存のためにタンチョウ、シマフクロウ、ミヤコタナゴなど13種を対象に保護増殖事業を継続して実施している。</p> <p>平成8年度までに保護増殖事業計画については、アホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウ、イリオモテヤマネコ、ツシマヤマネコ等の14種について策定した。</p> <p>地方公共団体が実施する保護増殖事業については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第46条に基づき、平成8年に釧路市が実施するシマフクロウ保護増殖事業、東京都が実施するイヌワシ保護増殖事業及び礼文町が実施するレブンアツモリソウ保護増殖事業をそれぞれ保護増殖事業計画に即しているものとして確認している。</p> <p>種の保存に係る調査研究【環境庁】 植物版レッドデータブックの作成に向けて、情報の収集、解析を行うとともに、平成3年に公表された「日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 脊椎動物編、無脊椎動物編（動物版レッドデータブック）」の改訂のためのレッドデータブック掲載種のモニタリング調査等、野生生物の生息状況等の基礎資料を整備するための調査を行っている。</p>	<p>平成9年度において、ヤンバルテナゴコガネ、ゴイシツバメシジミの保護増殖事業計画を策定した。</p> <p>植物版レッドリストの作成及び両生・爬虫類のレッドリストの改訂を行い、公表した。</p>	<p>・保護増殖事業計画の策定は計16種となった。</p> <p>・種の保存施策に資するための生物学的知見が把握された。</p> <p>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存への理解を促した。</p>	<p>現在実施している保護増殖事業を継続していくとともに、保護増殖事業計画の策定されていない国内希少野生動植物種については必要に応じて順次計画の策定を進め、保護増殖事業に着手する。また、地方自治体や民間団体の行う事業のうち保護増殖事業計画に適合するものについては、保護増殖事業の確認・認定を行い、連携を図り効果的な事業の推進に努める。</p> <p>哺乳類、鳥類等の分類群毎に動物版レッドデータブックの改訂作業を進める。また、レッドデータブック掲載種の調査を引き続き実施する。</p> <p>植物版レッドデータブックの作成を行う。</p>	<p>国内希少野生動植物種の安定的な存続を目標として、今後とも必要な種について、生息環境の維持・改善、個体の繁殖の促進等を内容とする保護増殖事業を適時適切に実施する。</p> <p>レッドデータブックの内容については、各分類群毎に概ね5年を目途に改訂を行う。種の保存に資する生物学的な知見を集積するための各種調査研究を推進する。</p>
31303	3 鳥獣の保護管理	<p>野生鳥獣の保護管理【環境庁】 野生鳥獣による農林業被害が著しい地域で、野生鳥獣の保護管理のための調査、防除対策等の取組を支援するため、野生鳥獣管理適正化事業を実施。</p> <p>特定の種又は地域個体群についての保護管理計画の策定、保護管理事業の実施。</p> <p>国設鳥獣保護区の管理のための調査、事業を実施。</p> <p>野生鳥獣の生息状況等の調査・研究</p>	<p>平成8年度より実施している野生鳥獣管理適正化事業を拡充し、鳥獣の保護管理技術等の普及を進めた。</p> <p>(平成9年度：79,137千円)</p> <p>国設鳥獣保護区の管理のための調査及び事業を実施(大潟草原、七つ島)。</p> <p>油汚染事故による海鳥類への影響調査を実施、事故時の対応方法を整理。</p> <p>農林業、自然環境への影響の大きなシカ</p>	<p>鳥獣の保護管理技術の定着が図られた。</p> <p>シギチドリ類の国内の重要</p>	<p>シカ、ニホンザル等農林業との軋轢の高い鳥獣を対象として、野生鳥獣管理適正化事業を引き続き推進し、保護管理技術の定着を図る。</p> <p>シカ等自然環境への影響の大きい鳥獣の管理についての検討を進める。</p> <p>重点的な保護管理が必要とされる種に関し</p>	<p>野生鳥獣の個体群の維持と農林業被害の軽減、自然環境への影響の軽減を果たしうる保護管理方を推進</p> <p>野生鳥獣の保護管理に必要な基礎的なデー</p>

		<p>【環境庁】 農林業との軋轢の多い種に関する保護管理手法の検討、生態把握の研究、水鳥類の鉛汚染の実態調査等を実施。 そのほか、継続的な調査として鳥類標識調査、ガンカモ科鳥類の生息調査、シギ・チドリ類の定点調査を実施。</p> <p>第8次鳥獣保護事業計画の策定【環境庁】 平成8年度において、環境庁長官より、人と野生鳥獣との共生の確保、生物多様性の確保を基本として第8次鳥獣保護事業計画の基準を示し、それに基づき都道府県において、第8次鳥獣保護事業計画が策定されている。</p> <p>野生鳥獣の保護管理についての普及啓発等【環境庁】 野生鳥獣の保護管理についての普及啓発等のため、以下の施策を実施している。 ・全国野鳥保護のつどい；鳥獣保護思想の普及啓発のため、愛鳥週間中に全国野鳥保護のつどいを開催 ・鳥獣保護実績発表大会；鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、小・中学校生徒等が行っている野生鳥獣の保護の実績を発表大会する大会を開催 ・小鳥がさえずる森づくり；政府の緑化推進運動の一環として、昭和59年より、身近な場所に実なる樹木の植栽を行うなど野鳥に親しむ場の整備を図る「小鳥がさえずる森づくり」を実施。</p> <p>野生動植物と天然記念物保護制度【文化庁】 ・指定状況 動物 167件 植物 533件 天然保護区域 23件 ・現状変更の規制</p>	<p>、イノシシ等に関し、保護管理方を検討するための調査、生態把握等のための研究を実施。 渡り鳥に関する標識調査、シギチドリ類の定点調査、ガンカモ科鳥類の観察調査を継続的に進めるとともに、これまでのデータの解析を進めた。 シギ・チドリ類の全国の主な渡来地において行ってきた観察調査を取りまとめ、シギ・チドリ類の観察数が一定基準以上の調査地を抽出して作成したシギ・チドリ類渡来湿地目録を公表した。</p> <p>平成9年度から5カ年間の鳥獣保護区の設定等の鳥獣保護事業が推進された。</p> <p>・天然記念物名護のひんぷんガジュマル他1件 ・保全を図るため実施した諸事業 土地の公有化 深泥池生物群集他1件</p>	<p>な渡来地域が明確となった。</p> <p>・鳥獣保護の推進</p> <p>・指定 指定物件2件の増加 ・保全のための事業として左欄に掲げた各事業の実施により天然記念物指定の動</p>	<p>生態把握等のための調査研究を継続的に実施する。 渡り鳥に関する調査を継続的に実施するとともに、データの解析を進める。</p> <p>都道府県において、策定された鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護事業を推進する。</p> <p>・全国野鳥保護のつどい；平成10年度には、静岡県において、全国野鳥保護のつどいを実施する ・鳥獣保護実績発表大会；平成10年度も例年通り東京において、鳥獣保護実績発表大会を実施する ・小鳥がさえずる森づくり；平成10年度も例年通り小鳥がさえずる森づくりを実施する</p> <p>天然記念物には里地に所在する野生動植物や二次植生も多く、当該指定地周辺での環境改変の影響による天然記念物の衰亡も少なくないことから、現状の的確な把握と適切な保全事業の実施を引き続き行う。</p>	<p>夕の継続的な収集、解析を実施。 重点的に保護管理が必要とされる種、地域について保護管理手法に関する調査研究を推進。</p> <p>都道府県において、策定された鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護事業を推進する。</p> <p>地域を定めずに指定されている72種の野生動物について、その生息環境の保全をも図るための地域指定への移行を進める必要がある。 また、より体系的な天然記念物の保全を図</p>
31304	4天然記念物制度による野生動植物の保護					

<p>31305 5 森林における野生動植物の保護管理</p> <p>31306 6 海洋等の水域における野生動植物の保護</p>	<p>文化財保護法に基づき天然記念物の現状維持を図るため保存に影響を及ぼす行為を規制するもの</p> <p>・ 保全を図るための諸事業（国庫補助）</p> <p>土地の公有化</p> <p>現況把握調査</p> <p>保存管理計画策定</p> <p>生息・生育環境の整備</p> <p>保護増殖事業</p> <p>食害対策事業</p> <p>天然記念物整備活用事業</p>	<p>（国庫補助 377,154千円）</p> <p>現況把握調査</p> <p>中山風穴地特殊植物群落他4件</p> <p>（国庫補助 8,400千円）</p> <p>保存管理計画策定</p> <p>カササギ生息地他3件</p> <p>（国庫補助 4,193千円）</p> <p>生息・生育環境の整備</p> <p>深泥池生物群集他9件</p> <p>（国庫補助 29,859千円）</p> <p>保護増殖事業</p> <p>コウノトリ他19件</p> <p>（国庫補助 71,818千円）</p> <p>食害対策事業</p> <p>鹿児島県のツル及びその渡来地他68件</p> <p>（国庫補助金 353,098千円）</p> <p>天然記念物整備活用事業</p> <p>オオサンショウウオ他4件</p> <p>（国庫補助 325,000千円）</p>	<p>植物の適切な保全を推進することができた。</p>	<p>また、天然記念物で希少種に指定されているミヤコタナゴ、ヤンバルテナゴコガネなどの動物種については、保護増殖を推進する。</p>	<p>るため、保全生物学等に根ざした統合的保護管理方策の確立と普及に努める必要がある。</p>
<p>31400 第4節 保護地域の周辺地域の開発の適正化p38</p> <p>31401 1 基本的考え方</p> <p>31402 2 各種取組</p>					
<p>31500 第5節 移入種による影響対策p40</p> <p>31501 1 基本的考え方</p> <p>31502 2 狩猟制度による移入種対策</p> <p>31503 3 保護増殖事業等における移入種対策</p>	<p>保護増殖事業等における移入種対策</p> <p>【環境庁】</p> <p>島しょ地域の移入種の駆除・制御の方策を確立するため、奄美大島のマングースを対象に移入種の生息状況調査、移入種の駆除・制御方策のモデル事業を実施している。また、ミヤコタナゴの保護増殖事業の一環として、移入種であるオオクチバス等の駆除に努めている。</p> <p>保護増殖事業等における移入種対策</p> <p>【文化庁】</p> <p>天然記念物指定地に侵入定着した移入動植</p>	<p>天然記念物である深泥池生物群集及び田島ヶ原サクラソウ自生地において移入動植物の除去を含む保護増殖事業を実施した。</p>		<p>引き続き、奄美大島における移入種駆除・制御モデル事業を進めるとともに、ミヤコタナゴの保護増殖事業の一環として、オオクチバス等の駆除に努める。</p> <p>天然記念物の保護管理方策のひとつとしての移入動植物種の侵入定着を阻止するため、引き続き的確な現状把握と除去の実施に</p>	<p>奄美大島におけるモデル事業をもとに、移入種駆除・制御に関するガイドラインを検討する。また、国内希少野生動植物種の生息に影響を及ぼしている移入種については、保護増殖事業の一環として対策を検討・実施する。</p> <p>移入動植物の侵入定着に的確に対応するための体系的な体制づくりを推進するとともに、移入動植物が意図的に人為によって導</p>

<p>31504 31505 31506 31507</p>	<p>4 保全地域における規制方策 5 移入種に係る調査研究 6 移入種に係る普及啓発 7 農林漁業関連の移入種の規制</p>	<p>物種については保護増殖事業の一環としてその除去を図ることとしてきた。</p> <p>内水面外来魚密放流防止体制推進事業【水産庁】</p>	<p>また、天然記念物枇榔島亜熱帯生植物群落、新宮瀾沢浮島植物群落、三宝寺池沼沢植物群落などにおいても保護管理の一環として管理団体等によりキショウブなど移入植物種の除去が実施されている。</p> <p>外来魚密放流防止体制推進事業企画委員会を設置。 栃木県、埼玉県、山梨県、長野県において外来魚の生態調査及び駆除を行った。 内水面外来魚密放流防止体制推進予算（補助金 14,000千円）</p>	<p>パンフレット等により外来魚の密放流防止の啓発を行った。</p>	<p>に努める。</p> <p>引き続き内水面魚漁業調整規則に移植制限を規定するよう指導するとともに、近年、ブラックバスのなかで我が国に生息していないとされるコクチバスが発見され、問題となっていることから、コクチバス等の密放流防止のため、監視体制の整備を図るとともに生態調査及び駆除対策を行う。</p>	<p>入される場合が少なくないため、天然記念物の保護思想の啓発と普及に努める必要がある。</p> <p>ブラックバス等外来魚については、在来資源や当該水域の生態系、漁業法第127条に基づく増殖義務により放流された種苗等への多大な影響を与えることから、今後とも引き続き監視体制を続けていく。</p>
<p>31600 31601 31602 31603 31604</p>	<p>第6節 二次的自然環境の保全p42</p> <p>1 二次的自然環境の現状と保全の取組</p> <p>2 森林における二次的自然環境の保全 3 農村における二次的自然環境の保全 4 水辺地における二次的自然環境の保全</p>	<p>里地の希少野生生物保護モデル事業【環境庁】 水辺地や里山林などの里地の自然地域において、希少種の生息・生育地の保全・修復のための技術的手法の検討、及び市民の協力のもとに生息・生育環境の保全・整備を推進するためのモデル事業を、平成8年度より埼玉県大宮市で実施している。</p> <p>天然記念物に指定されている二次的自然環境での植物群落の衰退や遷移による変化に対しては、環境整備事業や保護増殖事業によりその維持・回復を図ることとしてきた。【文化庁】</p> <p>海岸事業の実施【建設省、農林水産省、水産庁、運輸省】 (H8:233,877 H9:215,601百万円)</p>	<p>エヒメアヤメ自生南限地帯、中山風穴地特殊植物群落などにおいて光競合により衰退原因となっている被圧植物としての灌木類の除去をおこなった。</p>	<p>平成9年度事業費(当初) 事業費：215,601百万円 国 費：113,604百万円</p>	<p>事業地における希少種の生育・生息状況に関する現況調査を実施し、希少種の生息地等保全・修復のための基本方針を策定するとともに、この方針に基づき、近郊市民等の参加を得て生息地等の創出・修復事業を実施する。</p> <p>さらに、事業の成果をもとに、希少種と共生できる里地環境の保全・修復を市民の参加・協力のもとに行うための処方箋を指針として取りまとめる。</p> <p>天然記念物の保護管理方策のひとつとして植物群落の遷移現象の早期把握と遷移をもたらす原因除去などの実施に努める。</p> <p>第6次海岸事業七箇年計画において、実施目標のひとつに「自然との共生を図り、豊かでうるおいのある海岸の創造」を掲げ、海岸防災、海岸利用との調和を図りつつ、以下の項目等について推進を図る。 海岸に生息する生物、海岸で産卵等を</p>	<p>里地環境の保全・修復を市民の参加・協力のもとに進めることにより、里地における希少種の保全を推進する。</p> <p>天然記念物に指定された二次的植物群落の本来の組成や構造の把握に基づき、その維持・回復措置について体系的な保護管理計画を個々に用意するなど総合的な保護管方策の樹立と措置の適切な実施等の普及を図る必要がある。</p>

<p>海岸環境整備事業の実施 【建設省、農林水産省、水産庁、運輸省】</p>		<p>実施箇所 H8:361 H9:357</p>	<p>行う生物が、海岸構造物の設置によって生息環境を脅かされるというようなことがなく、生態系の保全が図られるように、海岸環境の多様性の回復を図る必要がある。このため海藻等の生育が期待される人工リーフ等の沖合施設の設置や砂浜・干潟の保全・創出を積極的に推進する。</p> <p>防潮林の整備や植栽等により、緑豊かな海岸を積極的に創造する。</p> <p>優れた消波効果による防災機能の他に海水浄化機能、自然環境の保全機能も有する砂浜について、侵食の起こりにくい海岸を目指し面的防護方式を拡大するとともに、積極的な養浜を進める。</p> <p>海水・海域の浄化についても積極的に推進する。</p> <p>国土保全との調和を図りつつ海岸環境を整備し、快適な海浜利用を図る。</p>	
<p>清流ルネッサンス21の推進【建設省】</p>	<p>河川審議会に水循環小委員会を設置 【建設省】</p>		<p>平成10年度早期に対策の具体的な方向について取りまとめる予定。</p> <p>水質汚濁が著しい河川・湖沼・ダム貯水池等において、今世紀中に良好な水環境への改善を図るため、水環境改善事業を重点的に実施</p>	
<p>河川環境整備事業の実施【建設省】</p>	<p>河川環境整備事業の制度拡充 河川汚濁及び下流地域の重要な水源となっている湖沼について、上流支川及び流域における浄化事業を実施することにより、効率的、総合的な水環境改善対策を推進</p>	<p>箇所数 H8:316 H9:308</p>	<p>良好な河川環境の形成を図るため、河川の浄化、親水空間の整備を推進する。</p>	
<p>第6次都市公園等整備七箇年計画に基づく都市公園等の着実な整備の推進【建設省】</p>	<p>水と緑のネットワーク公園整備事業の創設 都市内の河川、水路等の水辺空間等と一体となって水と緑のネットワークを形成する地区において、その拠点となる公園の整備を推進</p> <p>いきいき・海の子・浜づくりの実施 【建設省、農林水産省、水産庁、運輸省、文部省】</p>	<p>H9:14箇所 一人あたり公園面積 H7末 7.1㎡ H8末7.3㎡</p>	<p>特に多様な生物の生育・生息地の確保等に係る水と緑のネットワーク（生態系保全ネットワーク）の整備について、環境庁、運輸省、農水省の関連事業との連絡調整を図り、計画的かつ効率的な整備を推進</p> <p>安全で良好な海岸空間の形成を図るとともに、野外教育、環境教育等に利用しやすい海岸づくりを積極的に推進し、青少年等が</p>	<p>第6次都市公園等整備七箇年計画の整備目標（平成14年度末） 一人あたり公園面積 約9.5㎡ 歩いて行ける範囲の公園の整備率 約65% 災害時における広域避難地となる都市公園の整備された市街地の割合 約65%</p>

		<p>少年自然の家等教育関連施設と連携し、海辺における野外学習、環境学習を支援するため、利用しやすい海岸づくりを実施</p> <p>多自然型川づくり【建設省】</p> <p>エコ・コースト事業の実施【建設省、農林水産省、水産庁、運輸省】</p>	<p>これまでパイロット事業として進めてきたが、すべての河川を対象とした取組に転換。「自然を活かした川」を目指す。</p>	<p>平成9年度までに32海岸を指定</p>	<p>海辺の自然やスポーツを安全に楽しみ、また、世代間の交流の場となる海岸を創出する。</p> <p>全国の河川工事において多自然型川づくりを検討するよう指導。「自然を活かした川」を目指して、河川改修の中で積極的に推進</p> <p>ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって重要な生息場所等となっている海岸や、自然景観との調和を図る必要が高い海岸において、施設構造や工法の工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境と調和した海岸を形成していく。</p>	
31700	第7節 都市地域における生物多様性の保全p45					
31701	1 基本的考え方					
31702	2 緑の基本計画	<p>緑の基本計画の策定の推進【建設省】</p> <p>市町村が主体となり、都市計画区域内における緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項等を記した、当該市町村の緑に関する総合的なマスタープランとなる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」（緑の基本計画）の策定を推進</p>		<p>緑の基本計画策定完了数</p> <p>72 249（累計見込み）</p>		
31703	3 都市公園等の整備	<p>第6次都市公園等整備七箇年計画に基づく都市公園等の着実な整備の推進【建設省】</p>				<p>第6次都市公園等整備七箇年計画の整備目標（平成14年度末）</p> <p>一人当たり公園面積 約9.5㎡</p> <p>歩いて行ける範囲の公園の整備率 約65%</p> <p>災害時における広域避難地となる都市公園の整備された市街地の割合 約65%</p>
31704	4 緑地の保全	<p>近郊緑地保全区域【国土庁】</p> <p>首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域（約15,693ha）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地地区域（約81,167ha）に関して、一定の開発行為等の行為に係る都道府県知事への届出を義務づけている。</p> <p>建設分野の環境技術開発の推進【建設省】</p> <p>生態系の保全・生息空間の創造技術の開発</p>	<p>近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更について、国土審議会近畿圏整備特別委員会の意見を聴き、変更した（平成9年10月23日告示）。</p> <p>地盤環境保全型建設技術の開発着手</p>	<p>近畿圏の近郊緑地面積</p> <p>約81,167ha 約81,212ha</p>	<p>今後とも生物多様性への寄与を図る観点から、本制度の的確な運用をはかっていくこととしている。</p> <p>自然作用を活かした共生型川づくりに関する研究着手</p>	

		<p>(環境庁と連携) (H8:97 H9:102百万円)</p> <p>首都圏及び近畿圏における近郊緑地特別保全地区、及び緑地保全地区の指定を推進するとともに、緑地の適切な保全のために必要な土地の買入れを実施【建設省】 (平成9年度古都及び緑地保全事業費79億5,000万円)</p> <p>市民緑地の締結【建設省】 都市計画地域内の一定規模以上の土地の所有者の申し出に基づき、地方公共団体又は緑地管理機構と契約を結び、当該契約に基づき当該土地を住民の利用に供する緑地(市民緑地)として一定期間設置・管理し地域住民の自然とのふれあいの場や生物の生息地等となる身近な緑を確保</p> <p>桜つづみモデル事業【建設省】</p> <p>河川環境保全モニター【建設省】</p> <p>グリーンプラン2000の推進【建設省】 急速に緑が失われてきた都市部や緑の荒廃が懸念される中山間地域等を対象に、西暦2000年度末を目途に誰もが身近な緑が増加したと実感できる生活環境の形成を目指し、緑の量・質等に係る目標や実施すべき施策等を掲げ、都市公園、道路、河川等の公的空間及び公共施設緑化、民有地の緑化を計画的かつ総合的に推進</p> <p>都市緑化基金の設置、拡充の推進【建設省】 都市における民有地緑化の推進のための各般の助成措置や普及啓発活動等を行う都市緑化基金の設置等を推進</p> <p>緑地協定制度の活用【建設省】 住民間の合意により、自らの土地の緑化や緑地の保全に取り組む緑地協定制度の締結を推進</p>	<p>市民緑地の締結件数・面積 H9当初 8件、38,486㎡</p> <p>H9末現在総認定箇所269</p> <p>H9.5現在204名に委嘱</p> <p>平成8年度末締結数 1,009件</p>	<p>水域のネットワーク保全手法に関する研究着手</p>	<p>緑の政策大綱の実現 21世紀初頭を目途に、国民が豊かさを実感できる緑豊かな生活環境の形成を目指し、緑の保全・創出・活用に係る施策の基本方向と目標を掲げ、具体的施策を示した緑の政策大綱の実現</p>
31705	5 都市における森林の整備				
31706	6 自然的環境の創出				

31707	7 都市地域内の水域に生息する水産生物の保護		いきいき・海の子・浜づくりの実施 【建設省、農林水産省、水産庁、運輸省、文部省】 少年自然の家等教育関連施設と連携し、海辺における野外学習、環境学習を支援するため、利用しやすい海岸づくりを実施		安全で良好な海岸空間の形成を図るとともに、野外教育、環境教育等に利用しやすい海岸づくりを積極的に推進し、青少年等が海辺の自然やスポーツを安全に楽しみ、また、世代間の交流の場となる海岸を創出する。	
31800	第8節 遺伝子操作生物の安全性確保 p49					
31801	1 基本的考え方					
31802	2 実験段階における安全性確保					
31803	3 産業利用段階における安全性確保	環境修復等のための生物利用指針作成調査【環境庁】	微生物等を用いてトリカブト等の有害物質に汚染されている土壌・地下水等の浄化を行う技術（バイオレメディエーション）の利用のあり方について検討（関連予算） 環境修復等のための生物利用指針作成調査費 48,135千円（平成9年度予算額）	バイオレメディエーションのケーススタディを行った。	トリカブト等に汚染された土壌・地下水の浄化を目的としたバイオレメディエーションの利用のあり方について検討を行い、同技術を適用するに当たり必要となる手順、注意事項等を取りまとめた指針を策定（関連予算） 環境修復等のための生物利用指針作成調査費 35,333千円（平成10年度予算）	油に汚染された海岸等の浄化を目的としたバイオレメディエーションの利用のあり方についての検討を行い、同技術を適用するに当たり必要となる手順、注意事項等を取りまとめた指針を策定
	遺伝子組換え生物等の利用に関する安全性評価手法確立調査【環境庁】	先端技術に関する環境保全施策を推進するため、バイオテクノロジーと環境保全に関する基礎的な調査を行った。			開放系での利用が想定される遺伝子組換え生物について、環境影響の観点からの安全性評価手法を確立するため、これに資する調査を行う。（関連予算） 遺伝子組換え生物等の利用に関する安全性評価手法確立調査費 28,237千円（平成10年度予算）	開放系での利用が想定される遺伝子組換え生物について、環境影響の観点からの安全性評価手法を確立する。
	バイオセーフティ議定書に係る検討への貢献【関係省庁】	第2～4回バイオセーフティ作業部会に担当官を派遣し、科学的根拠に基づいた合理的な結論が導かれるよう努力した。		バイオセーフティ議定書に係る国際的検討の進展	バイオセーフティ作業部会に担当官を派遣し、科学的根拠に基づいた合理的な結論が導かれるよう努力する。	バイオセーフティ作業部会に担当官を派遣し、科学的根拠に基づいた合理的な結論が導かれるよう努力する。
	産業利用段階における安全性確保【厚生省】 （医薬品分野の取組） 平成7年11月15日「遺伝子治療用医療用医薬品の品質及び安全性の確保に関する指針」通知。 （指針の概略） 遺伝子治療用医薬品の品質及び安全性の確保のため必要な基本的事項を定めたもの			「組換えDNA技術応用医薬品の製造のための指針」適合性の確認について、平成9年12月までに製造業者の求めに応じ196件の製造計画の確認を行った。		
	組換えDNA技術工業化指針の運用【通商産業省】			組換えDNA技術を工業プロセスで利用する際の事業	引き続き組換えDNA技術工業化指針の運用を図る。	

31804	4 遺伝子操作生物の安全性確保のための O E C Dを通じての活動			者の自主管理が強化され、 当該技術の産業化が促進さ れる。		
32000	第2章 生息域外保全 p54					
32100	第1節 絶滅のおそれのある種に 関する措置 p54					
32101	1 基本的な考え方及び対策の現状					
32102	2 今後の展開					
32200	第2節 動植物園、水族館等にお ける生息域外保全 p55	絶滅のおそれのある天然記念物の動植物に ついてその絶滅を防止するため、必要に応 じて生息域外の施設において個体の増殖を 図ってきている。【文化庁】	特別天然記念物コウノトリ、オオサンショ ウウオ及び天然記念物田島ヶ原サクラソウ 自生地等を対象として飼育・栽培施設にお いて繁殖を図っている。		人工繁殖や野生復帰に必要となる諸条件等 について引き続き調査研究を進める。	野生復帰の実現に備え、生息環境の確保な ど社会的環境の整備を進める必要がある。
32300	第3節 遺伝資源保存施設にお ける生息域外保全 p55	農林水産ジーンバンク事業 【農林水産省】 (調査予算の増額73千万円 77千万円)		農林水産ジーンバンクに保 全されている生物遺伝資源 を活用し、新たに栽培され るべき作物新品種を育成し たり、栽培が途絶えてしま った作物を復活させる等、 農林水産ジーンバンクは、 生物多様性の確保という観 点からも大きな成果を上げ ている(平成8年度末にお いて、植物遺伝資源21万点 を保全)。	平成5年～12年度までの事業計画(農林水 産省ジーンバンク事業第2期事業計画)に 従って、生物遺伝資源の保全を行う。	第2期計画の着実な実行(平成12年度末に おいて、植物遺伝資源25万点の保全を目標)
33000	第3章 生物多様性の構成要素の持続可 能な利用 p57					
33100	第1節 林業 p57					
33101	1 基本的考え方					
33102	2 持続可能な森林の利用への取組	全国森林計画【林野庁】 林業基本法第10条の規定に基づく「森林資 源に関する基本計画並びに重要な林産物の 需要及び供給に関する長期の見通し」(平 成8年11月閣議決定)に即し、森林法第4 条の規定に基づき、農林水産大臣が全国の 森林につき森林整備の推進に関する基本的 事項等を定める「全国森林計画」(平成8 年12月閣議決定)を策定した。	この「全国森林計画」に即し、森林所有者 に対する森林施業上の誘導指標として、民 有林について都道府県知事が「地域森林計 画」を、国有林について営林(支)局長が「 国有林の地域別の森林計画」を策定した。 また、間伐、保育等を推進するために、 森林整備市町村が市町村森林整備計画を策 定した。 これらの計画の実施により、森林が有す る諸機能の発揮に対する国民の期待に応え	平成9年度は、改定された 「全国森林計画」に即して 、民有林・国有林に共通の 森林計画区(全国158計画 区)のうち32計画区につき 、民有林・国有林の連携を 図りつつ、民有林について は、「地域森林計画」を国 有林については、「国有林 の地域別の森林計画」をそ	平成10年度は、民有林については「地域森 林計画」、国有林については「国有林の地 域別の森林計画」の樹立を行い、民有林に ついては、引き続いて指導助成する(補助 金額752,557千円)。 また、森林整備市町村による市町村森林 整備計画の策定及びこれに即した計画的な 森林整備等の推進につき指導助成する(補 助金287,721千円)。	全国森林計画の目標達成のための各種施策 の展開

	<p>、森林資源の質的充実を図って、持続可能な森林経営の一層の推進に努めた。</p>	<p>れぞれ樹立するとともに、126計画区については計画変更を行った。なお、民有林については、計画樹立等につき指導助成した（補助金625,193千円）。</p> <p>さらに森林整備市町村による市町村森林整備計画の策定及びこれに即した計画的な森林整備等の推進につき指導助成した（補助金246,644千円）。</p>		
<p>森林整備事業の推進【林野庁】</p> <p>森林整備事業は、森林法の規定に基づく森林整備事業計画に基づき、森林資源の質的 高度化、多様な森林の整備・利用、流域林業活性化のための条件整備、山村の活性化を目的として森林の整備を実施している。</p>	<p>平成9年度においては、近年の森林に対する国民のニーズの多様化・高度化に適切に対応し、政策課題の明確化と施策の重点化を図るため、森林の整備手法に着目した予算区分である「造林事業」「林道事業」を森林整備の目的に応じて「森林保全整備事業」「森林環境整備事業」に再編し、保健・文化・教育的な森林の利用や生活環境の整備等を重点的に推進するとともに、多面的な機能を高度に発揮しうる森林を計画的に整備していくため、第二次森林整備事業計画を策定し、その初年度として227,601百万円の予算額をもって森林保全整備事業及び森林環境整備事業を計画的かつ着実に実施した。</p>	<p>国民の要請に応えた多様で質の高い森林整備事業を推進した。</p>	<p>流域を単位とした森林整備目標の実現に向け、森林計画制度を見直して市町村の役割を強化・拡充するとともに、地域のニーズに対応した多様な森林の整備・保全を積極的に進めることにより、森林の多面的機能の高度発揮を推進する。</p> <p>このため、広葉樹等を含む多様な森林の整備のための助成対象の拡大等を行うほか、水資源かん養等公益的機能を高度に有する森林を一定規模以上有する市町村において、森林法の改正により役割を強化することとしている市町村の主導の下、間伐及び林道の整備を集中的に実施することとし、これらの事業を含め、平成10年度は、第二次森林整備事業計画の2年度目として198,767百万円の予算額をもって実施する。</p>	<p>流域を単位とした森林整備目標の実現に向け、森林計画制度を見直して市町村の役割を強化・拡充するとともに、地域のニーズに対応した多様な森林の整備・保全を積極的に進めることにより、森林の多面的機能の高度発揮を推進する。</p> <p>このため、広葉樹等を含む多様な森林の整備のための助成対象の拡大等を行うほか、水資源かん養等公益的機能を高度に有する森林を一定規模以上有する市町村において、森林法の改正により役割を強化することとしている市町村の主導の下、間伐及び林道の整備を集中的に実施することとし、これらの事業を含め、平成10年度は、第二次森林整備事業計画の2年度目として198,767百万円の予算額をもって実施する。</p>
<p>治山事業【林野庁】</p> <p>治山事業七箇年計画（平成10年1月30日閣議決定）に基づき、災害に強い安全な国土づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりの基本方針の下に、荒廃地、荒廃森林等を整備</p>	<p>治山事業の緊急かつ計画的な実施（H9予算額203,237,416千円）</p>	<p>治山事業の対象とする荒廃地、荒廃森林等の整備率＝41%（H9年度末現在（見込））</p>	<p>治山事業の緊急かつ計画的な実施（H10予算額184,172,000千円）</p>	<p>治山事業の緊急かつ計画的な推進 治山事業七箇年計画に基づき、治山事業を緊急かつ計画的に推進</p>
<p>森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し【林野庁】</p> <p>「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」（平成8年11月閣議決定）（林業基本法第10条に規定）は、森林計画制度の最上</p>		<p>森林資源の長期的な整備の基本方向を明らかにすることにより、国の施策の指標及び個々の林業経営の参考となり、適切な森林の造成及び保育・管理が推進される。</p>	<p>「計画及び見通し」に即して、「全国森林計画」（平成8年12月閣議決定）を策定し、平成10年度においては、この「全国森林計画」に即して、「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の樹立を行う。</p>	<p>「計画」については、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な対応を行うことが必要。</p> <p>「見通し」については、エネルギー情勢、為替レートなど予測しがたい要因が多く、これらの要因の変化によって、我が国の経済情勢が変化した場合には、弾力的な対</p>

位に位置し、森林資源の長期的な整備の基本方向や重要な林産物である木材の長期的な需要及び供給を明らかにすることにより、国の施策の指標及び個々の林業等の参考になるという役割を有している。

前回の「計画及び見通し」は、昭和62年に策定され、これに基づき多様な森林整備等を進めてきたが、その後の状況の変化に対応して、平成7年8月に、林政審議会に基本設計部会を設置し、調査審議を行いそれを踏まえて政府案を作成し、林政審議会の諮問・答申を経て、閣議決定したところである。

この「計画及び見通し」は、持続可能な森林経営を一層推進することとして、森林資源の質的充実を図ることや公益的機能の発揮をより重視すること、また、我が国森林資源が成熟していく中で環境面・健康面で有益な素材である木材の利用推進の努力を見込み、国産材供給の増加を目指すことなどを内容としている。

国土緑化運動の推進【林野庁】

国民の緑に対する共通の基盤を醸成し、21世紀に向けて新たな時代に対応した森林づくりを推進するため、社団法人国土緑化推進機構の活動強化、緑化技術の研究及び情報の収集・提供等を行う財団法人日本緑化センター事業の充実、特定保安林等の緊急かつ適切な整備の推進、森林ボランティア活動の支援・促進等緑化推進に必要な経費について国庫補助を行っている。

平成7年度に制定・施行された「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、緑の募金運動を展開するととも

滞在型森林健康促進対策、森林林業市民参加促進対策の実施【林野庁】

国民が森林を活用して健康の維持・増進を図る地域づくりを促進するための基盤の整備や都市住民等の直接参加による森林づくりを推進するための基盤の整備を実施。

平成9年度は、55地域において事業を実施した。予算額：5,408,255千円

都市住民の山村における滞在・体験のための基盤となる林道や森林空間等が整備されたことにより、滞在を促進するための必要な森林・林業体験施設等の施設整備の促進と活動が展開され、都市住民の森林・林業への理解が深められた。

植樹祭、育樹祭、苗木配布等の行事を通じて、緑化意識の高揚及び、緑化技術の研究及び開発による緑化不適地等への緑化が推進され、緑豊かな環境づくりが行われている。

平成10年度においては、20地域において実施し、引き続き都市住民の森林・山村に対する理解の醸成に資するため、交流活動の推進に必要な拠点施設等の整備を実施し、都市と山村の交流を促進する。

予算額：288,104千円

引き続き左記事業を推進していく。

応を行うことが必要。

持続可能な森林経営を一層推進するため、森林資源整備の長期性を考慮しつつ、森林に対する社会的経済的ニーズに適切に応える森林整備に努めることが必要。

施設利用者や社会のニーズに応じた継続的な施策の展開を図る必要がある。

森林ボランティア活動を活発化するための指導者の要請・確保 森林ボランティア活動を支援するためのフィールドの確保と環境整備 森林ボランティア、緑の協力員との連携による「緑の募金」活動の推進等が今後の課題となっており、早期に支援方策等の整備を図っていくこととしている。

		<p>に、その募金を活用し、ボランティアによる森林・緑づくりを実施</p> <p>特用林産物生産の促進（特用林産振興総合対策事業）【林野庁】</p> <p>林野庁は、平成8年度から特用林産振興総合対策事業において、特用林産物の生産振興や生産基盤及び施設等の整備を実施。 8年度 1,959百万円（当初予算額） 9年度 2,001百万円（当初予算額） 10年度 1,803百万円（概算決定額）</p> <p>木材の供給体制の整備と木材の有効利用の促進【林野庁】</p> <p>林野庁は、従来施策を充実するため、木材利用技術開発等に関する新たな予算措置を講じた。 8年度 2,739百万円（当初予算額） 9年度 2,708百万円（当初予算額） 10年度 2,413百万円（概算決定額）</p> <p>保安林の整備【林野庁】</p> <p>国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の観点から、保安林の計画的な指定・整備が行われている。</p>	<p>林野庁は、平成8年度から特用林産振興総合対策事業において、特用林産物の生産振興や生産基盤及び施設等の整備を実施。 8年度 1,959百万円（当初予算額） 9年度 2,001百万円（当初予算額） 10年度 1,803百万円（概算決定額）</p> <p>林野庁は、従来施策を充実するため、木材利用技術開発等に関する新たな予算措置を講じた。 8年度 2,739百万円（当初予算額） 9年度 2,708百万円（当初予算額） 10年度 2,413百万円（概算決定額）</p> <p>全国を218流域のうち、62流域の保安林整備計画を改訂し、第5期保安林整備計画（平成6年度～平成15年度）の策定が終了</p>	<p>特用林産物の生産は、連年、短期的に安定した収益をあげられ、高齢者や婦人の就労に適したものが多い等の特色があり、林家の林業粗生産額に占める割合が高い。この特用林産の振興を推進することにより、農山村の地域経済の安定と山村住民の定着化等に貢献し得る。</p> <p>木材の安定供給体制の整備と木材の有効利用の促進により、林業、木材産業の活性化を図り、生物多様性の重要な構成要素である森林、林木の持続可能な利用に貢献</p> <p>平成9年3月31日現在、保安林の指定面積は、約920万ha</p>	<p>引き続き、特用林産振興総合対策事業を実施する。</p> <p>引き続き木材の安定供給体制の整備と木材の有効利用の促進に努める。</p>	<p>特用林産物生産の振興のため所要の措置を講じる。</p> <p>木材の安定供給体制の整備と木材の有効利用の促進については、中長期的な取組が必要であることから、引き続き所要の措置を講じていくことが重要である。</p> <p>全国218流域毎に策定された第5期保安林整備計画に基づき、緊急かつ計画的に保安林の整備を推進する。</p>
<p>33200 第2節 農業 p67 33201 1 基本的考え方 33202 2 環境保全型農業の推進</p>		<p>環境保全型農業総合推進事業【農林水産省】</p> <p>平成4年6月、「新しい食料・農業・農村政策の方向」（いわゆる「新政策」）を公表、化学肥料、農薬の過度の投入や家畜ふん尿の不適切な処理が環境へ悪影響を及ぼすという事態に対し、適切な農業生産活動を通じて国土・環境保全に資するという観点から、農業の有する物質循環機能などを生かし、生産性との調和などに留意しつつ、環境への負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の確立を農政の柱の一つとすることとした。その後、6年4月、環境保全型農</p>	<p>環境保全型農業の全国的展開を一層推進するために、都道府県段階における協議会の開催や技術検討、環境影響の測定等取組みの強化、市町村段階における推進方針の策定・実施の推進等に加え、環境負荷の軽減を図る新しい農法に取り組む先駆的な地域に対する技術的支援の施策を講じるとともに、条件整備においては農薬廃液処理施設、水質浄化施設等の拡充を行った。</p>	<p>環境保全型農業の定着により、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減と農業の環境保全機能の維持・向上を図ることができる。</p>	<p>営農現場に密着した各種の指導・助言、新農法への技術支援、施設整備等を進めるほか、肥料や農薬の不適切な施用・管理による地下水の硝酸性窒素汚染や閉鎖性水域の富栄養化等水質汚濁が問題化している地域において施肥等の適正化、農法の改善等により農業由来の環境負荷の軽減を図るなどの諸施策を講じることとしている。</p>	<p>生産資材投入の節減等による、労働時間の増加、コストの上昇、農産物の単収や外観の低下等、環境保全型農業を実践することによって生じ得る農家経営面でのマイナスを最小限にする技術体系の確立及び地球温暖化、オゾン層の保護、地下水の硝酸性窒素汚濁等の問題に対応して環境負荷を軽減する取組み支援や技術の確立・普及</p>

業推進本部を設置し、「環境保全型農業推進の基本的考え方」を了承、これに基づき環境保全型農業推進運動の展開と実施体制の整備、環境負荷軽減のための技術開発、モニタリング等、新たな農法の推進、リサイクルの促進、社会的需要条件の整備等を行い、環境保全型農業の全国的展開を図ることとしている。

環境保全型農業の推進【農林水産省】
環境保全型農業の全国的展開を目指し、補助事業や資金を通じて、土づくり、リサイクル等のための技術開発、普及、施設整備等を行った。全国環境保全型農業推進会議が行った環境保全型農業の取組事例のコンクールなど民間団体における推進運動を支援した。また、委託事業や調査事業により農業由来の環境負荷のメカニズムの把握、環境保全型農業による生産物の生産、流通、消費の状況、温室効果ガスの発生要因の把握を行った。

環境保全型農業推進のための金融措置
【農林水産省】
1 農林漁業金融公庫資金（農林漁業施設資金のうち「環境保全型農業推進」）
地域環境保全型農業推進方針策定市町村内において、環境保全型農業を推進するための施設の改良、造成、又は取得する場合、必要な資金の特利貸付等。平成6年度から実施。

	金利	限度額	融資率
共同利用施設	2.2%	なし	80%
主務大臣指定施設	2.2%	個人	80%
		法人	80%
		3,500万円	
		7,000万円	

平成9年度貸付枠（農林漁業施設資金全体として） 304億円

2 農業改良資金（環境保全型農業導入資金）
「有機農産物」、「無農薬栽培」、「減農

1 農林漁業金融公庫資金（農林漁業施設資金「環境保全型農業推進」）
地域環境保全型農業推進方針策定市町村内において環境保全型農業推進のために必要な施設の導入資金等を特利融資することにより、当該市町村内における環境負荷軽減に配慮した環境保全型農業に対するインセンティブを高める。

2 農業改良資金（環境保全型農業導入資金）
ガイドライン表示が可能な農産物生産方法は、化学合成資材を、全く使用しないか、大幅に使用量を減ずるかするものであり、このような農業に取り組む農業者等を資金面で支援することにより、化学合成資材投入

引き続き、環境保全に資する新たな農法に取り組む農業者等への技術支援の実施など環境保全型農業の全国的展開のための各種施策の推進及び民間団体における推進運動の支援を行うほか、新たに水質汚濁が問題化している地域において施肥等の適正化、農法の改善等による農業由来の環境負荷の軽減の推進により、環境保全型農業の定着を一層促進する。

表記資金制度の円滑な運用を図る。

資材投入を減じること等による雑草取りなどの労力過重や単収低下等、環境保全型農業に取り組む上での農業経営上の懸念を解決するための技術開発、普及等を促進する。

環境保全型農業のための技術開発の進展等に合わせ、貸付対象施設等の拡大を検討していく必要がある。

薬栽培」など「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付け農林水産省農蚕園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通達。以下「ガイドライン」という。）」に基づく表示が可能な農産物（米麦含む。）の生産に取り組む農業者等に対して無利子資金を貸付け。平成7年度から実施。

標準資金需要額（10a当たり）

有機農業	集団139,000円 個人133,000円
減農薬・減化学肥料栽培	集団161,000円 個人141,000円
貸付枠（平成9年度）	10億円

民間団体による環境保全型農業への取り組み【農林水産省】
JAグループなど民間団体の環境保全型農業への取り組みを推奨した。
JAグループは第20回JA全国大会において「21世紀への農業再建とJA改革」を決議し、その中で「人・農地・環境のルネッサンス」を運動の理念としつつ、4つの営農目標を設定し、その1つが「田園環境の維持・保全と環境保全型農業の育成」であった。また、環境保全型農業の推進のためには、農業生産関係者だけではなく国民的運動の展開が必要であるとの考えから、学識経験者などを含めた24名からなる「全国環境保全型農業推進会議」を設置し、実践優良地区の表彰、環境保全型農業推進憲章の策定、シンポジウムの開催などを行っていった。

8年度に策定した「環境保全型農業推進憲章」の各方面への普及に努めた。

等農業に由来する環境負荷を軽減することができる。

環境保全型農業の重要性について、生産・流通・消費関係者等国民の理解が進んだ。

シンポジウムの開催、優良地区の表彰、憲章の普及等を通じ、環境保全型農業の啓発・普及に努める。

農業生産環境調査【農林水産省】
肥料・農薬の投入状況等農業と環境に関する農業生産現場の実態を把握
H10予算額：35,658（千円）

環境保全型農業推進農家の経営分析調査【農林水産省】
環境保全型農業に取り組む稲作農家の収益性の把握

環境保全型農業を大きな運動としていくためには次のことが必要と考えられる。
1. JA、行政、地域住民の代表などからなる地域ぐるみの推進主体の確立
2. 環境保全型農業の生産物のマーケティングの確立
3. 生産・流通・消費の幅広い関係者が一体となった、国民的な運動とする

調査の周期化

調査の周期化

33203	3 環境に配慮した農業農村の整備	生態系等に配慮した農業農村整備に資する指針の作成【農林水産省】			H10予算額：27,323(千円) 農村地域の野生動植物の生息状況及び生育環境を適正に調査・解析するための手法を検討するための調査の実施(2,000千円) 棚田地域等保全対策の創設【農林水産省】平成10年度より、棚田地域等における持続的な保全・利活用活動の支援を目的とした基金を都道府県に造成	棚田地域等の農地及び土地改良施設の有する多面的機能を良好に発揮させるため、今後は、その保全・利活用活動に対する都市住民等への理解の深化と積極的な支援参加を促進しつつ、地域住民等の共同活動への積極的な支援を行っていくこととしている
33204	4 農村の環境の保全と利用	農業農村整備環境対策指針・計画策定事業【農林水産省】(市町村における計画策定につき拡充 72,500千円 110,000千円)	農業農村整備環境対策指針・計画策定事業(110,000千円)農村環境対策指針を策定した道府県の市町村において、農業農村整備事業における環境保全の基本方針、対策を定めた「農村環境計画」を策定する。 美しいむらづくり対策事業【農林水産省】平成9年度は、水、緑、文化などを活かした景観の形成に加え、農山漁村を一体としてとらえた環境・生態系の保全と農林水産業を通じた地域資源の有効活用による地域づくりを推進するため、「美しいむらづくり対策事業」(対策実施期間：平成9～13年度)を創設した。		農業農村整備環境対策指針・計画策定事業(65,000千円)平成9年度に引き続き、「農村環境計画」を策定する。 美しいむらづくり対策事業において、地域住民が主体的に策定した計画に基づき、景観形成、環境保全等に配慮した農山漁村空間の整備を総合的に実施する。また、全国的な普及・促進活動として「美しいむらづくりアドバイザー登録派遣制度」の活用やインターネットによる情報発信、「全国むらづくり大会」の開催等により、「美しいむらづくり」の推進を図りつつ、都道府県段階においても、対策事業実施市町村と周辺市町村との広域連携の促進を図ることにより、積極的な都市と農山漁村との交流に寄与する。	農村地域における総合的な環境保全対策のためには、農業農村整備事業の実施の際に環境に配慮するとともに、環境保全型農業の推進や農村地域の水質対策、自然環境の積極的な保全を含めた事業の展開が必要である。 地域の特色を活かした魅力ある農山漁村空間の形成に寄与するとともに、「美しいむらづくり」を通して、広く国民が農山漁村に対する理解を深め、交流を促進するよう努める。
33205	5 商業的に繁殖可能な希少野生動植物種の保護					
33300	第3節 漁業 p72					
33301	1 基本的考え方					
33302	2 国際的な海洋生物資源の持続可能な利用及び保全	日中間においては、昭和50年に締結された漁業協定に基づき、黄海、東海の漁業資源を保存することとしてきたが、国連海洋法条約の趣旨に則ったものとはなっていないかった。【外務省】我が国は、1996年6月20日、「海洋法に関する国際連合条約」(以下「国連海洋法条	平成9年11月に新たな日中漁業協定に署名。同協定は原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな日中間の漁業秩序を確立するためのものである。		現在、新協定の早期発効に向け、準備を進めている。	日中間においては、境界画定がなされていない水域があるため、新協定においては暫定措置水域を設け、共同管理を行うこととしている。長期的には、境界画定を行った上で、日中両国がそれぞれ自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことが望まれる。

	<p>約」という。)の批准書を国連事務総長に寄託し、同条約は1996年7月20日、我が国について効力が生じた。</p> <p>国連海洋法条約は、領海、排他的経済水域、大陸棚、公海等、海洋の法的秩序に関する諸問題について包括的に規定するものであるが、特に排他的経済水域に関する同条約第5部においては、生物資源の維持・最適利用等に係わる沿岸国の義務(第61条及び第62条)及び特定の生物資源の開発・保存等についての協力等(第63条から第67条まで)が定められている。</p> <p>国際漁業資源等の調査 【水産庁】 複数の関係国が利用するかつお・まぐろ類、さけ・ます類、いか類及び底魚類などの国際漁業資源について、調査船調査等により生物学的知見・情報を収集するとともに、漁獲統計を利用した統計学的な分析、生物学的、遺伝学的分析等による資源評価及び将来の動向予測を実施するなど、国際漁業資源の保存と管理に必要な科学的な調査・研究を実施している。また、国際漁業の対象生物のみならず、これら漁業の混獲生物及び生態的関連種についても、混獲情報、生物学的・生態学的知見の収集・分析を行っている。</p> <p>沿岸漁場整備開発事業 【水産庁】 沿岸漁場整備開発事業については、平成6年度を初年度とする第4次沿岸漁場整備開発計画(平成6年6月24日閣議決定)に基づき計画的かつ総合的に推進しているところであり、沿岸漁場保全事業(平成9年度予算額2,409,000千円)において、魚介類の増殖場であり水質の浄化機能を有する沿岸域の藻場・干潟造成等を積極的に実施した。また漁場の堆積物の除去等を行った。</p> <p>野生水産動植物の保存に関する基本方針 【水産庁】</p>	<p>沿岸漁場保全事業(小規模漁場保全事業及び大規模漁場保全事業)の事業内容に、「沿岸環境緊急回復事業」として、新たにアマモ等の水質浄化機能のある水生植物等の移植・播種を追加した。</p>	<p>沿岸漁場保全事業の実施により、沿岸水域の浄化能力や、多様な生物の生息・生息地の確保の推進が図られる。</p> <p>沿岸漁場整備開発事業で造成した藻場・干潟の面積は、約6,400ha(S 51~H 9)であり、これは窒素除去量約1,500トン/年に相当する。</p> <p>効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復を図る(平成9年度実施箇所64)。</p>	<p>関係漁業国が加盟した国際漁業管理機関等に積極的に参加して、国際漁業資源の保存と適正な管理の推進のため、科学的な調査・研究面での貢献を引き続き実施していく。</p> <p>沿岸水域の浄化能力や、多様な生物の生息・生息地の確保を進めるため、沿岸漁場保全事業(平成10年度予算額2,486,000千円)を実施する。</p> <p>捕獲の規制等が必要な水産動植物については水産資源保護法に基づき、採捕の制限又</p>	<p>公海において、水産資源の保存管理措置を強化しようとする動きがみられるほか、野生生物の保護や海洋生態系の保全を求める動き等もあり、国際漁業資源の保存と適正な管理の推進のため、科学的な調査・研究面での貢献を引き続き実施していく。</p> <p>第4次沿岸漁場整備開発計画に従い沿岸漁場保全事業を実施することにより、沿岸水域の浄化能力や、多様な生物の生息・生息地の確保に努める。</p> <p>左記施策を引き続き実施し、野生水産動植物の適正な保存管理を図っていく。</p>
<p>33303 3国内の海洋生物資源等の持続可能な利用及び保全</p>					

33304	4 海洋環境等の保全	<p>水産業にとって、有用水産資源を含む水生生物の持続的利用は極めて重要であり、生物多様性の保全対策が必要である。</p> <p>このため、「野生水産動植物の保存に関する基本方針」（平成5年4月1日付け農林水産省告示第293号）を策定し、これに基づき、野生水産動植物の適正な保存管理を行っているところである。</p> <p>希少水生生物保存対策推進事業【水産庁】 平成5年度から 保護を要する野生水産動植物の特定に資するための資料として文献調査を中心に「データブック」を作成するとともに、希少魚類等の増殖・保存試験を実施した。</p> <p>水産生物の遺伝的多様性の保存と評価手法の開発 【水産庁】</p> <p>海岸環境整備事業の実施 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】 <平成9年度実施箇所数：357箇所></p> <p>漁港環境整備事業（うち水域環境保全対策事業） 【水産庁】 （平成9年度実施箇所 3箇所 100百万円）</p> <p>漁港環境整備事業 【水産庁】 （平成9年度実施箇所 149箇所 当初予算額 4,050百万円）</p> <p>漁業集落排水施設整備事業 【水産庁】</p>	<p>水産生物の配偶子の凍結保存技術・遺伝的多様性の評価手法の開発</p> <p>マリン・エコトピア21調査事業 【水産庁】 海域や内水面において、生物の多様な生息空間、生育環境の確保を図るなど、生態系に配慮した漁場、海岸等環境の維持・修復及び創造を具体的に進めるために策定した基本構想（「マリン・エコトピア21」基本構想）に基づき、地域を指定し、海域毎の検討会の開催及び現地調査を実施するマスタープラン（全体計画）を策定した。</p> <p>漁港周辺の水域環境の浄化を図るため汚泥及びヘドロの浚渫等を行うとともに藻場・干潟等の整備を実施</p> <p>漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、植栽、休憩所、親水施設等を整備するとともに、ヘドロの浚渫並びに藻場・干潟等の整備を実施</p> <p>漁港背後集落における生活環境の改善を図</p>	<p>水産生物の遺伝子保存技術評価手法の確立</p> <p>水域環境の保全</p> <p>自然環境等保全に関する意識の醸成</p> <p>陸上起因の汚濁物質の軽減</p>	<p>は禁止の措置を行っていく。</p> <p>また、水産動植物の保護培養を図る必要のある水面を保護水面として指定し、必要な措置を講じていく。</p> <p>「データブック」の掲載種について、保護手法の検討を進めるため、緊急性の高いものから現地調査及び増殖保存試験等を実施する。</p> <p>水産生物の遺伝的保存技術の評価技術・手法の開発</p> <p>平成9年度に講じた施策を継続する。</p> <p>国土保全との調和を図りつつ海岸環境を整備し、もって快適な海浜利用に資する。</p> <p>「美しい海浜環境の保全と創造」に関して積極的推進</p> <p>「ふれあい漁港空間の創出」を積極的に推進</p> <p>「快適で活力ある漁港漁村の形成」の積極</p>	<p>水産資源の持続的利用を図っていくとともに、資源状態が著しく悪化し、種、亜種又は個体群の保存上問題が生じている野生水産動植物については、その保護培養の徹底を図っていく。</p> <p>地域毎に策定されたマスタープランに基づき、生態系に配慮した水域環境の維持・修復及び創造の観点に立った、地域における計画的かつ総合的な水域環境保全対策を推進する。</p> <p>漁港及び周辺水域の水質保全</p> <p>地域特性に応じた緑地・親水施設の整備の推進</p> <p>漁港及び周辺水域の水質保全並びに生活環</p>
-------	------------	---	--	---	---	---

<p>(漁業集落環境整備事業・漁港漁村総合整備事業) (平成9年度実施箇所 189箇所 9,221百万円)</p> <p>漁場富栄養化対策事業 【水産庁】</p> <p>渚の創生事業 【農林水産省(構造改善局)、水産庁、運輸省、建設省】 平成9年度実施箇所 9箇所</p> <p>海岸事業五箇年(七箇年)計画の策定 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】 平成9年度予算額(当初) 事業費:215,601百万円 国費:113,604百万円</p> <p>エコ・コースト事業の実施 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】 平成9年度までに32海岸を指定</p>	<p>るために漁業集落道、漁業集落排水施設、緑地・広場施設、水産飲雑用水施設、防災安全施設等を総合的に整備</p> <p>漁港機能の低下を招く土砂を浚渫し海岸侵食対策として養浜砂として有効に利用する。</p>	<p>海浜性生物等の生態系保全</p>	<p>的推進 人と海にやさしい養殖育成推進事業 (50,858)</p> <p>漁場の富栄養化対策に資するため、栄養塩(窒素、リン等)と生物の多様性の関係についての調査等を実施(漁場富栄養化対策事業:平成10年度概算決定額37,280千円)を行う。</p> <p>土砂余剰地域と海岸侵食地域の連携による効率的な事業の実施</p> <p>第6次海岸事業五箇年(七箇年)計画において、実施目標のひとつに「自然との共生を図り、豊かでうるおいのある海岸の創造」を掲げ、海岸防災、海岸利用との調和を図りつつ、以下の項目等について推進を図る。</p> <p>海岸に生息する生物、海岸で産卵等を行う生物が、海岸構造物の設置によって生息環境を脅かされるというようなことがなく、生態系の保全が図られるように、海岸環境の多様性の回復を図る必要がある。このため海藻等の生育が期待される人工リーフ等の沖合施設の設置や砂浜・干潟の保全・創出を積極的に推進する。</p> <p>防潮林の整備や植栽等により、緑豊かな海岸を積極的に創造する。</p> <p>優れた消波効果による防災機能の他に海水浄化機能、自然環境の保全機能も有する砂浜について、侵食の起こりにくい海岸を目指し面的防護方式を拡大するとともに、積極的な養浜を進める。</p> <p>海水・海域の浄化についても積極的に推進する。</p> <p>ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって重要な生息場所等となっている海岸や、自然景観との調和を図る必要が高い海岸において、施設構造や工法の工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境</p>	<p>境の改善</p> <p>漁場として望ましい栄養塩等のあるべき状態の指針の作成等</p> <p>公共事業の連携による効率的な事業の実施及び国民への啓発普及</p>
---	--	---------------------	--	---

		巡視船艇・航空機による漁業関係法令違反の防止及び取締りを実施 【海上保安庁】		平成9年において外国漁船27隻を検挙、漁業関係法令違反で日本漁船1,339件を送致	と調和した海岸を形成していく。 引き続き、巡視船艇・航空機による漁業関係法令違反の防止及び取締りを行う。	
33400	第4節 野外レクリエーション及び観光 p80					
33401	1 基本的考え方					
33402	2 自然とのふれあいのための基盤整備	<p>自然公園等における整備【環境庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のダイヤモンド計画整備事業 ・自然体験滞在拠点整備事業 ・エコ・ミュージアム整備事業 ・長距離自然歩道 ・ふるさと自然ネットワーク整備事業 <p>森林インストラクターの養成【林野庁】 平成2年12月に制定した「森林インストラクターの知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規定（農林水産省告示第1563号）」に基づき、（社）全国森林レクリエーション協会が実施している「森林インストラクター資格審査・証明事業」を推奨した。 平成9年3月現在、全国で543名の森林インストラクターが登録され、一般市民や学童に対して、森林の案内や森林内での活動の指導及び林業体験の指導を通じ、森林と人間との共生やその保全の重要性について解説を行っている。</p>	国民が自然体体験等を通じて自然とふれあい、自然から学ぶ機会が得られる場を創出し、併せて自然保護に対する理解・知識を深める施設「ふれあい自然塾整備事業」の整備	国民の自然とのふれあいが促進されることを通じて、自然と人間との共生の確保に寄与 ・12,807,000千円(9年度)	自然公園等事業は、国民生活に密着した公共事業として、自然の保全や復元のための事業や自然を学ぶための施設の整備の着実な展開を通じ、より一層の充実	自然環境保全審議会の「ふれあい答申」を踏まえた自然公園等事業のあり方を示す総合的なビジョンの構築を受けて、自然とのふれあいの場と機会の確保の充実
33403	3 地域の特性に応じた野外レクリエーション機会の確保	<p>グリーン・ツ・リズムの推進【農林水産省】 平成4年6月に公表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」において、地域全体の所得の維持・確保を図る観点から多様な就業機会を創出するための施策として位置づけられるとともに、平成7年4月に施行された「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」の推進を図るため、平成5年度から「農山漁村でゆとりある休暇を」推進事業を実施し、グリーン・ツ・リズムの推進に係る調査研究、普及啓発、更には、農林漁業体験民宿の普及</p>	農林漁業体験民宿の登録数の増加に伴う普及・指導の強化、都市への情報提供の稼働実験、都道府県団体の活動支援、地域における連携活動の推進等の取組支援を拡充した。	農業・農村の活性化による環境の維持・保全及び新たな環境の創造に資するとともに、農業・農村の体験を通じた環境についての都市住民の意識の普及啓発	森林インストラクターの資質の向上を図るための研修会や学習会を引き続き開催する。 一般市民や学童に対して、森林の案内や森林内での活動の指導及び林業体験の指導を通じ、森林・林業に対する知識とともに、森林と人間との共生やその保全についての重要性についての理解が得られた。	グリーン・ツ・リズムのより一層の推進を図るため、地域の景観の保全等美しいむらづくりの推進、地域におけるサービス水準の向上・体験交流施設の整備等受け入れ体制の整備、都市農村相互の情報交流システムの推進、国民的な普及啓発の展開等を行うことが必要である。

<p>定着のために必要な情報の提供システムの整備等の支援に努めている。</p>	<p>都市山村交流促進対策の実施【林野庁】 森林の総合利用を通じ、都市住民等の森林・林業への理解の醸成と森林整備への参加を推進するため、文化的・教育的利用に供する森林等利用した森林内体験活動を促進するための整備計画の策定及びこれに基づく森林内活動の拠点施設整備等を通じた都市と山村の交流を促進した。 平成9年度は、22地域において事業を実施した。予算額：5,408,255千円</p>	<p>森林とふれあう施設の整備が進むとともに、森林・山村内での動植物の観察、山村生活、林業体験を通じ、都市住民等の森林・山村への理解の醸成と都市と山村との交流促進が図られた。</p>	<p>平成10年度においては、10地域において実施し、引き続き自然との共生や森林の利用に対する理解の醸成に資するため、多様な体験・学習の基盤としての森林等の整備を実施する。 予算額：326,128千円</p>	<p>施設利用者や社会のニーズに応じた継続的な施策の展開を図る必要がある。</p>
<p>漁港利用調整事業【水産庁】 (平成9年度実施漁港数 14港 当初予算額 1,420百万円)</p>	<p>漁業と海洋性レクリエーションとの共存を図りつつ都市と漁村との交流促進を図るため、漁港を利用する遊漁船等を分離収容する施設(フィッシャリーナ)の整備及び周辺環境整備を実施</p>	<p>環境負荷の軽減</p>	<p>「ふれあい漁港空間の創出」を積極的に推進</p>	<p>地域特性に応じたふれあい漁港空間の創出の積極的推進</p>
<p>漁港交流広場整備事業【水産庁】 (平成9年度実施漁港数 53港 当初予算額 9,880百万円)</p>	<p>国民が漁港漁村の良好な自然及び水産物との出会いを通じて地域の人々との交流を図るため、漁港事業や漁港環境整備事業等により、親水施設、休憩所等を整備</p>	<p>自然環境等保全に関する意識の醸成</p>	<p>「ふれあい漁港空間の創出」を積極的に推進</p>	<p>地域特性に応じたふれあい漁港空間の創出の積極的推進</p>
<p>観光基盤施設の整備【運輸省】 (家族キャンプ村、国際交流村の整備 家族キャンプ場：平成9年度末で7地区整備完了、国際交流村：平成9年度末で12地区整備完了、予算295百万円)</p>	<p>家族キャンプ村については、平成9年度においても引き続き12地区について整備を進めており、国際交流村については、新規に1箇所を整備を開始した。</p>	<p>家族キャンプ村については近年オートキャンプ人口の急速な増加に伴い、この需要を満たすための即席オートキャンプ場の乱立傾向が見られ、これらのキャンプ場では自然環境の破壊や近隣住環境の破壊問題が惹起していることから、国が、先行的、モデル的に整備を行うことにより、自然環境の保全に配慮していくこととしている。</p>	<p>引き続き、左記措置を講じる。 (平成10年度：家族キャンプ村9地区、国際交流村3地区、264百万円)</p>	<p>今後、開設が予定されている家族キャンプ村等のオートキャンプ場が相互に連携を取り、利用者が情報を入手しやすくするためのネットワーク化を検討する。</p>
<p>海と緑の健康地域づくりの実施【厚生省、建設省】</p>	<p>海と緑の健康地域づくりの実施【厚生省、農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】 <注：平成9年度より、厚生省と海岸四省庁の連携事業として実施></p>	<p>平成9年度までに15地域を指定</p>	<p>厚生省が指定する健康文化都市と連携し、海辺の緑豊かな自然を積極的に活用し、人々の健康増進に資するため、健康増進施設等の整備に合わせ利用しやすい海岸づくりを実施する。</p>	

33404	4 野外レクリエーション及び観光活動の際の配慮	<p>海と緑の環境整備対策【農林水産省、林野庁、水産庁、運輸省、建設省】</p> <p>豊かな自然環境の中での宿泊滞在型レクリエーション需要に対応するため、国営公園等の大規模公園において質の高いオートキャンプ場を整備【建設省】</p> <p>第6次都市公園等整備七箇年計画に基づく都市公園等の着実な整備の推進【建設省】 地域の観光地整備に際し、自然環境等への配慮が行われ、自然を活かした、自然とふれあえるような観光・余暇活動が促進されるよう、基盤整備を行う。</p>		<p>平成9年度までに9ヶ所で事業を実施</p> <p>実施箇所数 H8:33 H9:35</p> <p>一人あたり公園面積 H7末 7.1㎡ H8末7.3㎡</p>	<p>海岸事業による砂浜の復元等と治山事業による保安林の整備を一体的に行うことにより、海水浴、森林浴を同時に行えるような白砂青松を形成する。</p>	<p>第6次都市公園等整備七箇年計画の整備目標（平成14年度末） 一人あたり公園面積 約9.5㎡ 歩いて行ける範囲の公園の整備率 約65% 災害時における広域避難地となる都市公園の整備された市街地の割合 約65%</p>
33500 33501 33502	<p>第5節 バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用 p86</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>2 環境保全への応用</p>	<p>環境修復等のための生物利用指針作成調査【環境庁】</p> <p>バイオレメディエーションの技術開発及び生態系影響評価手法の開発【環境庁】</p> <p>バイオテクノロジーによる環境修復技術に関する研究【環境庁】</p> <p>バイオレメディエーションの技術開発及び安全性評価手法の検討【通商産業省】</p>	<p>微生物等を用いてトリクロレフィン等の有害物質に汚染されている土壌・地下水等の浄化を行う技術（バイオレメディエーション）の利用のあり方について検討（関連予算） 環境修復等のための生物利用指針作成調査費 48,135千円（平成9年度予算額）</p> <p>左記の特別研究に着手した。 予算額37,601千円</p>	<p>バイオレメディエーションのケーススタディを行った。</p> <p>環境修復技術に関する基礎的知見が集積しつつある。</p> <p>微生物の機能を利用して石油系溶剤等の難分解性物質</p>	<p>トリクロレフィン等に汚染された土壌・地下水の浄化を目的としたバイオレメディエーションの利用のあり方について検討を行い、同技術を適用するに当たり必要となる手順、注意事項等を取りまとめた指針を策定（関連予算） 環境修復等のための生物利用指針作成調査費 35,333千円（平成10年度予算）</p> <p>環境修復技術開発研究として「海域の油汚染に対する環境修復のためのバイオレメディエーション技術と生態系影響評価手法の開発」に着手する。 予算額37,603千円</p> <p>左記の特別研究を継続し、成果を取りまとめる。 予算額31,467千円</p> <p>平成10年から、千葉県君津市の汚染場所を対象に、地下水で飽和された土壌層の汚染</p>	<p>油に汚染された海岸等の浄化を目的としたバイオレメディエーションの利用のあり方についての検討を行い、同技術を適用するに当たり必要となる手順、注意事項等を取りまとめた指針を策定</p> <p>環境修復技術開発研究におけるバイオレメディエーション技術と生態系影響評価手法の開発を充実させる。</p> <p>特別研究における環境修復技術のための研究を充実させる。</p> <p>地下水不飽和層の土壌汚染浄化に対する当該技術の有効性確認等、実用化に向けて所</p>

33503	3 医薬品分野への応用	医薬品分野への応用【厚生省】		を分解することにより、これらの物質により汚染された市街地や工場建物の地下の土壌を効率的かつ安価に浄化することが可能になる。 また、安全性評価手法を確立することによって、自然環境下における組換え体の適切な利用が促進される。 平成9年末までに組換えDNA技術応用医薬品25種40品目を承認した。	浄化の現地実証試験に着手 引き続き、自然環境下における組換え体を含む複数生物を利用する際の安全性評価手法確立のための調査・検討を行う。	要の研究開発を行なう。 平成11年度までに、自然環境下における組換え体を含む複数生物を利用する際の安全性評価手法を確立する。
33504	4 農林水産業における利用					
33505	5 醸造における利用					
33506	6 発酵工業における利用					
33600	第6節 その他の利用 p89					
34000	第4章 生物多様性の構成要素等の特定及び監視 p90					
34100	第1節 生物多様性の構成要素の特定及び監視 p90					
34101	1 自然環境保全基礎調査等	自然環境に関する情報の収集・整備【環境庁】	海域自然環境保全基礎調査を新たに開始するとともに、左記事業を継続実施した。また、これらの成果等の収集、管理、提供を行う情報システムの試験運用を開始した。 予算額538,859千円（平成9年度予算額）	調査結果は、報告書、データベースとして整備され、生物多様性保全の基礎的資料として利用されている。	左記の事業の継続実施 予算額 521,124千円（平成10年度予算額）	生物多様性の現況把握のため左記事業を引き続き実施し、生物多様性情報の整備及び一般への公開を推進する。
34102	2 森林					
34103	3 海洋等の水域	ウミガメの保存対策について【水産庁】 ウミガメの保存を図るため、採捕・販売所持についての規制を行うほか、ウミガメの産卵場及び生息水域の廃棄物の除去清掃、卵や稚亀の密漁防止等の活動に助成を行い同時に、生息状況等を解明するための調査を実施した。			左記調査を引き続き実施する。	ウミガメの保存及び管理の適切な実施を図っていく。
34200	第2節 生物多様性に影響を及ぼす活動等の特定及び監視 p91					
34201	1 生物多様性に影響を及ぼす活動等	化学物質の生態影響評価のための研究【環境庁】	左記の特別研究を継続実施した。 予算額38,194千円	化学物質の生物への影響の監視手法に関する基礎的な	左記の研究成果を踏まえた今後の課題等について検討する。	特別研究における生態系保全研究を充実させる。

34202	2 森林における特定及び監視					
34203	3 海洋等の水域における特定及び監視	海洋廃棄物生物影響調査【水産庁】	鱈脚類と海洋廃棄物調査、日本海重油汚染調査及びかにかごゴーストフィッシング調査を実施した。	知見が充実しつつある。	漁網類等が海洋環境に与える影響を把握するとともに、海洋廃棄物による生物への影響に関する科学的知見の充実を図る。	「当面の課題」に記載した項目について強力で推進していく。
		貝毒成分・有害プランクトン等モニタリング事業【水産庁】			赤潮の発生及び赤潮による漁業被害防止のため、赤潮発生予察技術等の諸技術の開発（赤潮対策技術開発試験費：平成10年度概算決定額144,185千円）を実施するとともに、赤潮発生状況等の調査、赤潮関係情報の伝達体制の整備（貝毒成分・有害プランクトン等モニタリング事業費；平成10年度概算決定額42,017千円）を行う。	赤潮発生防止、漁業被害防止のための諸技術の確立、赤潮監視体制の整備
35000	第5章 共通の基盤的施策の推進p92					
35100	第1節 奨励措置 p94					
35101	1 経済的な奨励措置					
35102	2 社会的な奨励措置					
35200	第2節 調査研究の促進 p94					
35201	1 基本的考え方	建設分野の環境技術開発の推進【建設省】 生態系の保全・生息空間の創造技術の開発【環境庁と連携】 (H8:97 H9:102百万円)	自然共生研究センターの設置【建設省】 「自然を活かした川」の技術開発の一環として木曾川に設置する世界最大規模の現地実験河川を有する研究施設		自然作用を活かした共生型川づくりに関する研究着手	
35202	2 地球環境保全調査研究等総合推進計画					
35203	3 国立機関公害防止等試験研究費による研究の促進					
35204	4 農林漁業関連		自然との共生の森整備特別対策【林野庁】 地域住民の自然との共生等に対する理解の醸成を図り、地域全体としての森林の保全・管理を促進するため、多様な体験・学習のための基盤としての森林等の整備を構想の段階から地域住民の積極的参加の下に実施した。 平成9年度は、5地域において事業を実	多様な体験・学習のための森林等の整備を構想の段階から地域住民が積極的に参加することにより、自然との共生や森林の利用に対する理解の醸成が図られた。		地域住民等の参加を促進し、自然との共生等に対する理解の醸成を図る施策を展開する必要がある。

35205	5 バイオテクノロジー関連	<p>森林生態系を重視した森林整備のあり方について検討【林野庁】</p> <p>1992年の「環境と開発に関する国連会議（UNCED）」において「アジェンダ21」、「森林原則声明」等の「持続可能な森林経営」の達成に関する世界的コンセンサスが形成されて以来、森林の生態系を重視した森林経営への関心が高まっており、我が国においても、「持続可能な森林経営」のためのモデルとなる流域を設定し、基準・指標に沿って森林生態系の状態等のモニタリング、分析、評価を行い、森林生態系を重視した森林整備が求められている。</p> <p>生物資源情報基盤整備【通商産業省】</p>	<p>施した。 予算額：326,128千円</p> <p>平成8年度から引き続き、新たに持続可能な森林経営のためのモデルとなる森林生態系等のモニタリング等を行い、これに基づき持続可能性の評価及び評価に基づく望ましい森林整備のあり方を検討するための調査（森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査実施要領）を実施し、森林生態系を重視した森林整備事業等の導入手法を検討した。</p>	<p>地域レベルでの持続可能な森林経営を推進していくための、森林生態系を重視した森林整備事業等の導入手法が検討された。</p> <p>生物資源情報基盤（生物資源、それら生物機能解明に資するDNA・蛋白質情報の蓄積・提供等）が整備され、バイオ分野における研究開発が効率的促進、新規産業化が図られる。</p>	<p>平成10年度以降においても、引続き、調査を継続し、調査に基づく望ましい森林整備の実施方策について検討する。</p> <p>引き続き、産業に有用な生物種等の保存、DNA、蛋白質の構造、および機能解析等の知的基盤の整備を進める。</p>	<p>地域レベルで持続可能な森林経営を推進していくための、森林生態系を重視した森林整備事業等の導入手法を確立する。</p> <p>極限環境微生物等の産業上有用な微生物のDNA・蛋白質解析の能力を国際水準に引き上げるための体制整備およびそれらのデータベース化、極限環境微生物等の保存を引き続き実施する。</p>
35300 35301 35302	<p>第3節 教育及び普及啓発 p100</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>2 各種の取組</p>	<p>こどもエコクラブ事業【環境庁】</p> <p>博物館、少年自然の家等における科学教室等特別事業の研究開発【文部省】</p> <p>博物館、図書館、少年自然の家等の専門施設を対象とした、先導的な学習プログラムや教材等の開発を、国立科学博物館、国立青少年教育施設及び都道府県に委嘱（104,095千円）</p> <p>天然記念物整備活用事業【文化庁】</p> <p>わが国の自然を記念し、学樹上価値が高くかつ地域文化を特徴づける天然記念物への理解を高め、持続的利用を前提とする生物多様性の保全に資する自然保護思想の啓発・普及を推進することを主目的とする施設</p>	<p>学校教育振興費</p> <p>青少年野外教育指導者研修事業</p> <p>環境教育・環境学習の幅広い知識を修得するために、青少年教育施設において野外教育指導者等の研修を行う。（42,744千円）</p> <p>既着手である2施設に加え、新たにミヤコタナゴ（埼玉県滑川町）、美郷のホタルおよびその発生地（徳島県美郷村）及びオオサンショウウオ（島根県瑞穂町）の3施設の建設に着手した。</p>	<p>野外教育指導者等の資質向上により、環境教育・環境学習の一層の推進が図られる。</p>	<p>環境学習プログラムや分かりやすい環境情報の提供、交流機会の提供、GLOBE計画への参加支援、子どもの活動を身近に支える大人（サポーター）に対する支援等を行う。</p> <p>博物館、少年自然の家等における科学教室等特別事業の研究開発（93,888千円）</p> <p>博物館、図書館、少年自然の家等の専門施設を対象とした、先導的な学習プログラムや教材等の開発を、国立科学博物館、国立青少年教育施設及び都道府県に委嘱</p> <p>既に着手した事業の効果的推進を図るとともに、新たに施設整備を着手する予定の2施設の適切な事業推進を図るため基本計画の策定等に万全を期す。</p> <p>また、特定地域に所在する天然記念物を史跡や名勝等の他の文化財と一体的に歴史的</p>	<p>引き続き多くの子どもの参加を呼び掛けるとともに、各地域の特色・独自性がより一層活かされるような形での事業の推進・発展を図る。</p> <p>学校教育や生涯学習において自然や自然と人のかかわり方について学習する上で、身近に所在する天然記念物の活用への社会的要請に対応するため、施設の整備や施設間の連携を図る各種プログラムの開発を急ぐ必要がある。</p>

<p>整備を実施してきている（国庫補助）。</p> <p>F R P 漁船等廃棄物処理促進技術開発調査事業【水産庁】</p> <p>生分解性プラスチック漁具開発事業【水産庁】</p> <p>いきいき・海の子・浜づくりの実施【建設省、運輸省、農林水産省、水産庁、文部省】 少年自然の家等教育関連施設と連携し、海辺における野外学習、環境学習を支援するため、利用しやすい海岸づくりを実施</p> <p>水辺の楽校プロジェクト【建設省】</p> <p>環境ふれあい公園の整備【建設省】 地域レベルでの市民の環境活動や指導者の育成などの拠点として、野生生物の生息地等となる自然生態園や野鳥観察所等の施設を整備。</p> <p>「春期における都市緑化推進運動」（4月1日～6月30日）及び「都市緑化月間」（10月1日～31日）における都市緑化の普及啓発活動【建設省】</p> <p>都市緑化植物園の整備【建設省】 都市住民の都市緑化意識の高揚、植栽知識の普及等を図るため、教材園、植物展示等を有する緑の相談所等を整備</p>	<p>（計 5 件 補助金 325,000千円）</p> <p>現在までに行った調査研究を総合的に活用し、F R P 漁船について地域特性に応じた処理システムの構築を図るためのモデル地域を選定し、全国でF R P 漁船の計画的かつ適正な処理が実施されるような先進事例としてのシステムを構築するための調査研究を実施した。</p> <p>生分解性プラスチック及びそれを用いた漁具が海洋環境及び海洋生物に与える影響の評価手法を開発するための調査研究を実施した。</p> <p>いきいき・海の子・浜づくりの実施【建設省、運輸省、農林水産省、水産庁、文部省】 少年自然の家等教育関連施設と連携し、海辺における野外学習、環境学習を支援するため、利用しやすい海岸づくりを実施</p>	<p>平成9年度に19地域を実施地域に選定</p> <p>登録市町村数 H8:112 H9:154（累計）</p> <p>事業箇所数 H8:60 H9:79</p> <p>都市緑化植物園事業箇所数 H8:17 H9:16</p>	<p>・自然的文化遺産としてその保全に資するため、持続的活用を促進する手法について調査研究を実施する。</p> <p>漁場環境の保全のため、不要となった漁業系廃棄物等の再資源・再利用化を促進するためのリサイクル手法の導入を含めたより総合的な処理システムの構築を推進する。</p> <p>流失漁具による海洋廃棄物問題及び廃棄漁具の処理問題に対処するため、生分解性プラスチックの漁具資材への応用技術の促進を図り、漁場環境の保全に資する。</p> <p>安全で良好な海岸空間の形成を図るとともに、野外教育、環境教育等に利用しやすい海岸づくりを積極的に推進し、青少年等が海辺の自然やスポーツを安全に楽しみ、また、世代間の交流の場となる海岸を創出する。</p> <p>河川等の水辺を子ども達の体験学習の場として利用するため、地域の方々と協力しながら安全な水辺を創出する。</p>	<p>「当面の課題」に記載した項目について強かに推進していく。</p>
--	--	--	--	-------------------------------------

35401	p104 1 基本的考え方	環境影響評価の推進【環境庁】	環境影響評価法の制定を受け、各対象事業種に関し横断的な基本となるべき事項を表した環境影響評価法に基づく基本的事項を公表し、環境影響評価の調査、予測、評価の対象に、生物多様性の確保、生態系の保全が含まれることを明らかにした。		環境影響評価法に基づき、平成10年6月までに、対象事業の種類毎に生物多様性の確保、生態系の保全を含めた環境影響評価についての技術指針を制定する。	生物多様性の確保に関するものを含め、環境影響評価を支える技術手法の継続的なレビュー作業を行う。
35402	2 社会資本整備に当たっての配慮	新たな港湾環境政策【運輸省】 港湾環境をめぐる様々な課題に対応するため、運輸省港湾局では、平成6年3月「新たな港湾環境政策 - 環境と共生する港湾（エコポート）をめざして - 」をとりまとめた。この政策は、今後の港湾環境整備の目標を、生物・生態系に配慮し、自然と共生した、アメニティ豊かな、環境への負荷の少ない港湾（エコポート）の形成におくものである。 この政策に基づき、エコポートの実現を促進する観点から、全国の模範となる整備事例を早期に形成するためのエコポートモデル事業制度を創設し、平成8年度までに横浜港（新港地区）等6港をモデル港に指定した。	エコポートモデル港として新たに三河港（蒲郡地区）等3港を指定した。また、エコポート実現に向けた主な事業としては、平成9年度において、公害防止計画に基づいて浚渫、導水等を行う港湾公害防止対策事業（事業費約32億円）や、閉鎖性が高くヘドロの堆積した海域において浚渫、覆砂やエアレーションにより環境保全を図る海域環境創造事業（事業費約280億円）を実施した。 また、市民と行政の連携として港湾の清掃活動などのボランティア活動が行われている。	港湾公害防止対策事業を、大阪港、福山港等10港において実施した。また、海域環境創造事業として、瀬戸内海の1海域及び横浜港等11港において実施した。緑地等施設整備として伏木富山港等166港で実施した。	エコポートモデル港として干潟の保全や水質等の改善を図る港湾の指定を進める。	これまでに指定したモデル港の事業認定を進める。また、エコポート実現に向けて、自然環境や生態系と融合した干潟、港湾・海岸構造物創出技術を確立する。
36000 36100	第6章 国際協力の推進 p107 第1節 情報の交換 p107	地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）への参加、協力【環境庁】		GCRMNのための社会経済分野モニタリング手法開発ワークショップの開催	「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（仮称）」による、わが国及び東アジア海地域等でのサンゴ礁モニタリングネットワーク等の構築	地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の構築及びその効果的な運営
36200 36201 36202 36203	第2節 技術上及び科学上の協力p108 1 基本的考え方 2 共同研究計画等 3 野生生物及び生態系保全関連の協力	アジア太平洋地域における渡り鳥保全の取組【環境庁】 2 国間渡り鳥条約・協定に基づき、日ロ、日豪、日中渡り鳥保護協力会議を開催した。さらに、日韓環境保護協力協定に基づく「渡り鳥保護協力プロジェクト」を開始し、両国間を渡る渡り鳥のリスト作りを開始した。また、日豪渡り鳥保護協定に基づいて、ホウロクシギの渡りのルートを解明するための共同調査を1997年2月から開始	渡り鳥とその生息地である湿地の保全のための国際協力の推進を図るための「モンゴル北東アジア地域における湿地保全に関する国際ワークショップ」を日本が中心となって開催した。 平成9年度から日韓ツル共同調査を開始。	・渡り鳥の渡りルート沿いの国々の情報が、関係国で共有されるシステムが構築されつつあり、渡り鳥及びその生息地保全に資する。	渡り鳥条約等に基づく定期的な会議を引き続き開催し、継続的な情報交換を行うとともに、ホウロクシギ共同調査へのロシア、中国、韓国等の協力を求めている。 さらに、ツル類及びシギ・チドリ類の生息地ネットワークの活動の充実や、ガンカモ類のネットワーク構築等、水鳥保全戦略の実施に努める。	渡り鳥及びその生息地の保全を図っていくためには、2 国間協力では限界があるため、渡りのルート沿いの地域での多国間協力体制の構築に努める。

<p>した。「アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全戦略」が1996年3月に策定され、それに基づいて、「東アジア～オーストラリア地域におけるシギ・チドリ類生息地ネットワーク」が10ヶ国24湿地の参加を得て構築され、日本からは谷津干潟、吉野川河口干潟が参加した。</p> <p>さらに、1997年3月に「北東アジア地域におけるツル類生息地ネットワーク」を、5ヶ国16地域の参加を得て構築した。日本からは釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原、八代及び荒崎が参加した。</p>				
<p>開発途上国の生態系管理に関する共同研究【環境庁】</p>	<p>左記の研究を継続実施した。 予算額31,937千円</p>	<p>中国との間で共同研究が進みつつあり、現場の環境研究能力の向上を図ることにより環境に関する理解を増大させ、環境保全施策の推進に貢献できる。</p>	<p>左記の研究を引き続き実施する。 予算額27,718千円</p>	<p>国際的な協力による生態系保全研究を実施させる。</p>
<p>干潟等湿地生態系の保全に関する研究の実施【環境庁】</p>			<p>重点共同研究として中国、ロシアとの協力による「干潟等湿地生態系の管理に関する国際共同研究」（平成10～14年度）に着手する。 予算額28,457千円</p>	<p>国際的な協力による干潟等湿地生態系研究を充実させる。</p>
<p>国際自然保護連盟（IUCN）への加入【外務省】</p>	<p>IUCNレッドリスト・カテゴリーの見直し作業に係る日本案の提出</p>	<p>種の保存委員会による右見直し作業の進展への寄与</p>		
<p>世界遺産基金への拠出【外務省】</p>	<p>アジア及び環太平洋地域における自然史系博物館への研究協力【文部省】</p> <p>日本の自然環境に関連の深いアジア及び環太平洋地域の国を代表する自然史系博物館と博物館間の連携・協力体制（ネットワーク）を構築し、自然史研究と生物多様性の保全の方策に関する研究協力を実施（平成9年度はタイ国の森林標本館等と研究協力を実施） （9,898千円）</p>	<p>研究者の派遣 6名 研究者の招聘 4名</p>	<p>日本の自然環境に関連の深いアジア及び環太平洋地域の国を代表する自然史系博物館と博物館間の連携・協力体制（ネットワーク）を構築し、自然史研究と生物多様性の保全の方策に関する研究協力を実施（平成10年度はタイ・マレーシア・フィリピン国の自然史系博物館等と研究協力を実施する予定）（9,904千円）</p>	
<p>地球圏・生物圏国際共同研究計画（IGBP）【文部省】</p> <p>大学等における地球圏・生物圏国際共同研究は、平成2年7月の学術審議会建議「大</p>	<p>「地球圏・生物圏国際共同研究計画（IGBP）」における後期5カ年計画として人間活動による大気中に放出された炭酸ガスの行方について明らかにすることにより、地球環</p>	<p>温室効果ガス代謝を通じた地球環境へのフィードバックのメカニズム、CO₂のミッシングとしての陸域生態</p>	<p>平成10年度は平成9年度に引き続き陸域生態系（水系）と大気の相互作用に的を絞って「陸域生態系の地球環境変化に対する応答」を統合的に明らかにするために以下の</p>	<p>平成11年度以降（～13年度迄）においても左記の研究課題について実施。</p>

		<p>学等における地球圏・生物圏国際共同研究計画(IGBP)の実施について」を受けて、国際共同研究事業として、平成4年度から平成8年度の間、前期5カ年計画が実施された。平成8年7月の学術審議会地球環境部会において、前期5カ年計画の実施状況及びその成果や国際的な研究の動向等について審議、検討を行い、それを踏まえて後期5カ年計画として、「気候変化の陸域生態系への影響とフィードバック(TEMA)」を実施することとなった。</p> <p>南極地域観測事業【文部省】 我が国の南極地域観測事業は、昭和31年の第1次から第38次にわたり観測隊を派遣してきた。各省庁の協力の下、気象、海洋、電離層、地理・地形等の定常観測と宙空系、気水圏系、地学系、生物・医学系の研究観測を実施している。生物・医学系では、定着氷域の海洋生態系構造と生物活動の周年変化の観測を行い、また、海水圏生物のダイナミクス、物質循環プロセスを明らかにした。一方、陸上生態系に関する研究計画は、雪鳥沢水系の生態系総合調査では多くの成果をとりまとめた。さらに医学の研究は、ヒトの生理学的研究を継続し、寒冷環境の影響について成果を得た。</p>	<p>境変動のメカニズムを科学的に解明し、地球環境問題に対する予測と対策立案に役立てることを目的とした国際共同研究である「地球圏・生物圏国際共同研究計画(IGBP)気候変化の陸域生態系への影響とフィードバック(TEMA)」を新たに実施。 平成9年度予算額72,593千円</p> <p>第39次南極地域観測隊の派遣 平成9年度予算額3,977,699千円</p>	<p>系の重要性について明らかにする。</p>	<p>研究課題について実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モジュール蓄積系としての森林の応答 ・科学・栄養系としての水系の応答 ・森林におけるガス吸収、放出機構 ・水系におけるガス吸収、放出機構 <p>第V期5カ年計画(平成8年度～12年度)に基づいた、南極環境と生物の適応に関する研究、海水圏変動に伴う極域生態系長期変動モニタリングを実施する。</p>	
36204	4 農林漁業関連の協力	<p>温帯林等の持続可能な経営の基準・指標に関する国際作業グループ(モンテリオール・プロセス)の活動への積極的な参加【林野庁】</p> <p>「国連特別総会」や「国連持続可能な開発委員会(CSD)の下に設置された「森林に関する政府間パネル(IPF)」等における森林条約に関する国際的な政策対話への積極的な参加【林野庁】</p> <p>国際熱帯木材機関(ITTO)、国連食料農業機関(FAO)等の国際機関への拠出【林野庁】</p>	<p>モンテリオール・プロセス第9回会合及び同プロセスTAC(技術諮問委員会)会合への参加</p> <p>IPF第4回会合、CSD第5回会合、第19回国連特別総会(UNGASS)、IFF第1回会合への参加</p> <p>ITTO、FAOが実施するプロジェクトに対し2億円を拠出したほか、FAOへの専門家の派遣を実施</p>	<p>持続可能な森林経営を客観的に評価する取組の進展</p> <p>持続可能な森林経営に向けた国際的な合意形成の取組に貢献</p>	<p>モンテリオールプロセスにおける基準・指標の取組への積極的な参加</p> <p>第2回IFF会合等の国際的な政策対話への積極的な参加</p> <p>JICAを通じた技術協力やITTO、FAOへの拠出を通じた国際協力や海外林業協力推進事業を引き続き推進するとともに、モデル森林の推進のための国際会議を開催(平成10年度概算決定額)</p> <p>・ITTO、FAO拠出 176百万円</p>	<p>基準・指標の各国での具体的活用による持続可能な森林経営の実践のため、モンテリオールプロセス参加国と協力した取組の一層の充実を図る。</p> <p>各国、関係国際機関等との連携を図りつつ、IFFやCSD等における森林条約に関する検討に積極的に参加し、国際的な合意形成に向けた取組を推進する。</p> <p>関係国、国際機関、NGOなどとの連携を強化し、持続可能な森林経営の実践のための一致協力した取組の一層の充実を図る。</p>

		海洋データ・情報管理【海上保安庁】 (海洋データセンターの運営)	沿岸海域環境保全情報の整備 (データベース構造の基本設計等) 海洋情報の収集・管理・提供業務の推進 (内 海洋データセンターの運営 17百万円)		・海外林業協力推進事業費 960百万円 ・持続可能な森林経営広域実証プロジェクト推進会議費 20百万円	産官学における研究者等の各利用者ニーズを踏まえ、海洋データ流通体制の充実を図る。
			海洋情報の収集・管理・提供業務の推進 (内 沿岸海域環境保全情報の整備 8,800千円)		沿岸海域環境保全情報の早期運用を目指しシステムの構築を図る。 海洋情報の収集・管理・提供業務の推進 (内 沿岸海域環境保全情報の整備 35百万円)	油流出事故が発生した際、効果的な対策を講じるための情報が迅速的に提供され、国及び地方公共団体等において油防除措置等に活用されるよう情報の充実を図る。
36205	5 情報システム、データベース整備関連の協力	国際協力の推進(専門家派遣) 【海上保安庁】	派遣専門家受け入れ機関であるマレーシア工科大学より専門家を受け入れ海洋データ管理等に係る研修を実施	マレーシアにおける海洋データ管理に係る取組を推進	引き続き派遣し、海洋データの収集・管理手法についての技術指導を行う。	西太平洋海域共同調査(WESTPAC)におけるローカル海洋データセンターとして機能することが期待され、また、IODEシステム(国際海洋データ・情報交換システム)の活性化を図るため、早期のマレーシア海洋データセンター設立へむけて積極的な協力を行う。
36206	6 技術上及び科学上の協力のためのOEC Dを通じての活動					
36300 36301	第3節 開発途上国との協力 p111 1 基本的考え方	ODAの一環として途上国の生物多様性保全への協力【関係省庁】	これからのODAを中心とした我が国の環境協力政策を包括的に取りまとめた「21世紀に向けた環境開発支援構想(ISD)」を発表。	インドネシアにおける生物多様性保全プロジェクト及びサンゴ礁研究のための拠点となるアジア・太平洋地域におけるセンターの設置の検討が含まれている。	現在インドネシアで実施されているインドネシア生物多様性センターを通じた協力について引き続き推進する。 サンゴ礁の保全研究のための拠点となるアジア・太平洋地域におけるセンターの設置について引き続き検討を続ける。 ザンビアにおける北部沿岸生物環境・生物インベントリー調査について引き続き調査を実施する。 ザンビアにおけるカフェ国立公園管理計画作成への協力について引き続き推進する。	途上国政府の生物多様性保全対処能力の向上による生物多様性保全の進展
		開発途上国の自然遺産地域管理等の協力【環境庁】			平成10年12月にわが国京都で開催される第22回世界遺産委員会の準備を進める。	海外の世界自然遺産地域の保護管理への協力の推進

36302	2 政府開発援助の効果的活用	<p>開発途上国におけるサンゴ礁保護区管理計画等の協力【環境庁】</p> <p>熱帯林保全・造成のための調査・研究活動や海外で緑化活動を行うNGOなどへの支援【林野庁】</p> <p>持続可能な森林経営の現場レベルでの実践に焦点をあてた国際会議の国内での開催【林野庁】</p>	<p>熱帯地域における保護林経営の手法確立と適正な施業基準のガイドライン作成など3つの事業を新たに開始するなど、熱帯林の保全・造成のための事業を推進 (海外林業協力推進事業費1,079百万円)</p> <p>東京都内で「モデル森林の推進に関する国際ワークショップ」を開催 (持続可能な森林経営広域実証プロジェクト推進会議費 22百万円)</p>	<p>モデル森林の取組を通じた現場レベルでの実践体制の推進</p>		<p>国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)を通じた国内外のサンゴ礁保全の推進</p>
36303	3 個別分野における協力	<p>個別分野における協力 - 林業分野【外務省】</p> <p>熱帯林の保全と利用の両立を目的とする国際熱帯木材機関(ITTQ)を横浜に誘致するとともに、毎年加盟国間で最大の任意拠出を行い、同機関の活動を支援。97年1月1日に発効した「1994年の国際熱帯木材協定」(新協定)の作成及び発効に積極的に貢献。新協定には、環境に配慮した持続可能な森林経営を2000年までに達成するとの「二千年目標」及び右を実現するための「バリ・パートナーシップ基金」の創設が盛り込まれており、我が国は、同基金への拠出を表明し、二千年目標の達成に向けて積極的に協力している。</p> <p>開発途上国生物遺伝資源共同調査事業【農林水産省】 (調査予算2.2千万 2.0千万)</p> <p>国際協力事業団(JICA)を通じた技術協力【林野庁】</p>	<p>ITTQの理事会等における政策マターの審議に積極的に参加。我が国が行財政委員会の初代議長を務め、平成9年12月の理事会において、バリ・パートナーシップ基金の財政規則が承認される等、ITTQの二千年目標の達成のための審議に寄与。ITTQボルネオ生物多様性調査団への追加拠出、インドネシアにおける持続可能な森林経営の評価に関する人材育成のためのプロジェクトへの拠出等、ITTQプロジェクトへの積極的な拠出表明を行った。</p> <p>平成9年度に開始した4件を含め16カ国で23のプロジェクト方式技術協力を実施するなどJICAを通じた技術協力を推進</p>	<p>バリ・パートナーシップ基金の財政規則が承認されたことから、環境問題とリンクしたプロジェクトを財政支援する同基金への欧米諸国からの拠出が期待される。また、我が国のITTQプロジェクトへの拠出により、二千年目標の達成に向けたITTQの活動の強化が期待される。</p> <p>生息域内保全に資するための多様性の状況変化調査等を相手国と共同でおこなうことにより、開発途上国における生物の多様性を保全する効果があった。</p> <p>持続可能な森林経営の確立に向けての森林の保全・造成技術の開発・普及や人材の育成への貢献</p>	<p>国際熱帯木材機関の活動を引き続き積極的に支援。特に、バリ・パートナーシップ基金への拠出を通じた支援を行う。</p> <p>左記事業の確実な実行(平成8~13年度)</p> <p>JICAを通じた技術協力やITTQ、FAOへの拠出を通じた国際協力や海外林業協力推進事業を引き続き推進するとともに、モデル森林の推進のための国際会議を開催 (平成10年度概算決定額) ・ITTQ、FAO拠出 176百万円 ・海外林業協力推進事業費 960百万円</p>	<p>ITTQは、当面二千年目標の達成を目指すとともに、ITTQとIFF、FAO等のフォーラムとの連携を推進し、あらゆる種類の森林の保全及び持続可能な経営の実現に向けた国際会議において、積極的な貢献を行う。</p> <p>左記事業の確実な実行(平成8~13年度)</p> <p>関係国、国際機関、NGOなどとの連携を強化し、持続可能な森林経営の実践のための一致協力した取組の一層の充実を図る。</p>

		<p>生物多様性保全と持続的利用等に関する研究協力【通商産業省】 (平成9年度予算197,440千円)</p> <p>地球地図構想【建設省】</p>	<p>地球地図フォーラム '97 In岐阜の開催</p>	<p>タイ、インドネシア及びマレーシアにおいて、熱帯林等に生息する生物種の保全及びバイオテクノロジーを利用した遺伝資源の持続的利用を自ら行い得る人的・技術的基盤の構築の一助となる。</p>	<p>・持続可能な森林経営広域実証プロジェクト推進会議費 20百万円</p> <p>平成5～10年度までの事業計画に従い、東南アジア3ヶ国(タイ、インドネシア及びマレーシア)と研究協力を引き続き推進する。</p> <p>東南アジア地域の先導的整備</p>	<p>研究協力のフォローアップとして、関係国とのネットワーク作りを促す。</p> <p>2000年を目途に第1期整備</p>
36400	第4節 自然環境関連の諸条約の実施 p115	<p>ワシントン条約の適正履行にかかる取組【環境庁】 ワシントン条約附属書 掲載種、渡り鳥条約・協定の通報種の国内での取引規制</p> <p>ワシントン条約締約国会議等への参加、ワシントン条約事務局への拠出【外務省】</p> <p>生物多様性条約締約国会議等への参加、生物多様性条約事務局への拠出【外務省他】</p> <p>世界遺産基金への拠出【外務省】</p>	<p>ワシントン条約の附属書改正に合わせ、国内取引規制の対象種を変更した。 象牙等の取引業者に対する規制を強化した。</p> <p>6月9日～20日まで開催された第10回締約国会議に関係省庁より代表者を派遣した。 3月3日～6日まで開催された常設委員会に関係省庁より代表者を派遣した。 ワシントン条約事務局に約80万スイスフラン(世界第2位)を拠出した。 ワシントン条約の規制対象種の生息調査を支援するため約10万ドルを拠出した。</p> <p>生物多様性条約事務局へ約160万ドル拠出(右拠出額は世界第1位)</p> <p>生物の多様性に関する条約第1回報告書の提出【関係省庁】</p>	<p>国内での取引規制による対象種の保全</p>	<p>国内取引規制のための適切な登録事務の遂行及び届出業者への立入検査の実施等により法の円滑な遂行を図る。</p> <p>生物多様性条約第4回締約国会議への参加、貢献</p>	<p>必要に応じ国内取引規制対象種の見直しを行うとともに、制度の周知徹底を図る。</p>
40000 40100	第4部 戦略の効果的実施 p116 第1節 実施体制と各主体の連携p116					
40200	第2節 各種計画との連携 p116	<p>「自然と共生する持続可能な国土利用」の観点で国土利用の質的向上を図る上で重要とした国土利用計画(全国計画)を基本として策定される都道府県計画、市町村計画</p>	<p>モデル市町村計画策定・改定支援調査を実施(11百万円)</p>	<p>・都道府県計画 35道府県改定(H9.12末現在) ・市町村計画 1,881市町村策定(H9.3末現在)</p>	<p>市町村計画策定・改定支援の拡充</p>	<p>市町村計画策定・改定支援の拡充</p>

		<p>について、策定の支援を実施。【国土庁】</p> <p>「21世紀の国土のグランドデザイン」-地域の自立の促進と美しい国土の創造-(新しい全国総合開発計画)【国土庁】</p> <p>おおむね西暦2000年を目標年次とした第四次全国総合開発計画(昭和62年6月30日閣議決定)を推進しつつ、諸情勢の変化に対応するため、国土審議会計画部会において平成7年より新しい全国総合開発計画の策定に関する調査検討が進められてきた。</p>	<p>平成9年10月の国土審議会計画部会において、新しい全国総合開発計画の骨格となる「計画部会審議経過報告」がとりまとめられ、報告された。</p> <p>その後、平成10年3月27日の国土審議会における調査審議を経て、3月31日に政府は、2010-2015年を目標年次とする新しい全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン-地域の自立の促進と美しい国土の創造-」を閣議決定した。</p>	<p>新しい全国総合開発計画では、「恵み豊かな自然の享受と継承」を基本的課題の一つに掲げ、「生物の多様性の確保という視点も含め、自然環境の保全と回復を図るとともに、人の活動と自然との関わりを再編成していくことが重要である」としている。</p> <p>また、取り組むべき主要な施策として、「国土規模での生態系ネットワークの形成」や「ミティゲーション」等を明示している。</p>	<p>新しい全国総合開発計画に基づいた施策を着実に実施すべく、国民各層への広報活動を行うとともに、本計画を推進するための体制を確立し、本計画で示している4つの戦略や各種施策の充実を図ることとしている。</p>	<p>国土計画の理念の明確化への要請や、地方分権、行政改革等の諸改革に対応するため国土総合開発法及び国土利用計画法の抜本的な見直しを行い、新たな国土計画体系の確立を目指すこととしている。</p> <p>あわせて、今後の諸情勢の変化や行財政改革等の進展に応じて計画の総合的な点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととしている。</p>
40300	<p>第3節 戦略の進捗状況の点検及び戦略の見直し p116</p>		<p>平成9年5月第1回の点検結果を実施、公表。国民意見を聴取し、そのとりまとめを同年8月に公表。</p>		<p>毎年、戦略の規定に基づき点検を実施する。</p>	<p>策定後5年後程度を目途に、国民各階各層の意見を十分に聴取した上で、戦略の見直しを行う。</p>

項目欄の項目名右横の数字は、国家戦略本文の該当頁を示す。